

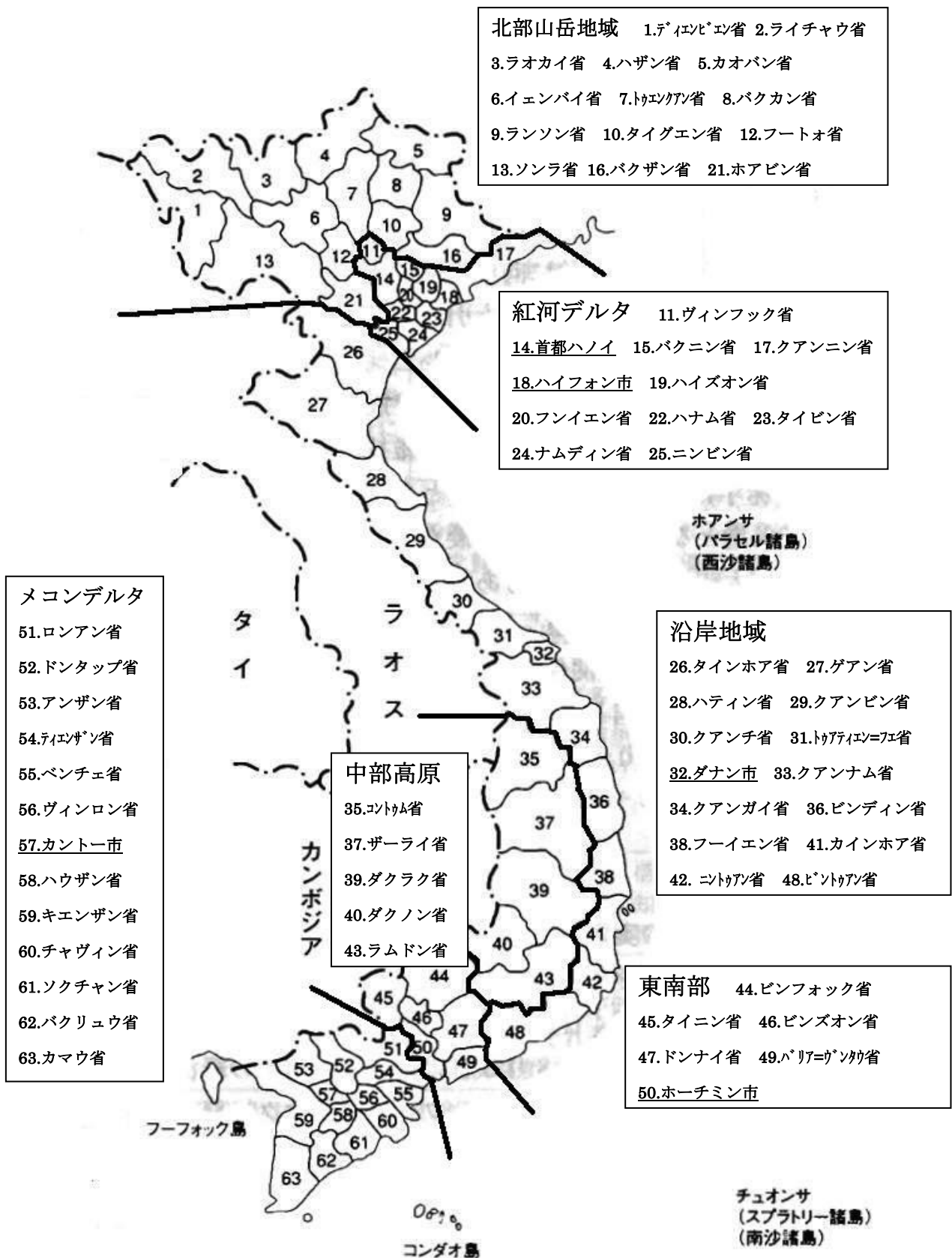
第3章 ベトナム

岡江 恭史

はじめに

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが 1980 年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示し、2007 年 1 月には WTO（世界貿易機関）の 150 番目の加盟国となった。さらに現在 TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉に参加している。ベトナムは現在、安い人件費・高い教育水準・若い人口構成・良好な対日感情などから日本にとっても有望な投資先として注目を浴びている。またベトナム側からもアセアンの枠組み以外で最初の FTA（自由貿易協定）対象国として日本を選び（2009 年 10 月に日越経済連携協定 JVEPA 発効）、TPP 交渉参加国の中で初めて日本の参加支持を打ち出すなど日本を重視する姿勢を示している。農林水産分野では、コメの大輸出国であり 2012 年は過去最高の輸出量を達成して長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。今後とも世界市場において重要な位置を占めるものと思われる。

本論に入る前に、ベトナムの行政区分と自然環境を第 1 図に示す。地方行政組織としては 63 の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カンター市）が存在する¹⁾が、複数の省をまとめて、「紅河デルタ」「北部山岳地域」「沿岸地域」「中部高原」「東南部」「メコンデルタ」という地域区分も用いられる。紅河デルタはベトナム国家発祥の地であり、ベトナムの王朝はここを拠点に山岳地域や南部へ支配を広げて行った。農業では、コメ・野菜・養豚などの主産地である。北部山岳地域は林地が約 6 割と全国で最も多くの割合を占め、農地の割合は最も少ない。また民族的にはタイ系の少数民族の居住地である。南北両デルタを結ぶ沿岸地域は農地として利用可能な土地が南シナ海に面した地域に限られている。特に台風常襲地帯である沿岸地域北部は国内でも最貧困地帯である。中部高原地域は元来少数民族の居住地であったが、特に南北統一後に人口過密な北部（特に紅河デルタ）からの移民によってコーヒー等の生産地として開拓された。ベトナム最大の商業都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン）周辺の東南部は近年外国投資が盛んで工業やサービス業などが急速に発展しているが、農業分野でも近年コショウ栽培が盛んに行われている。メコンデルタは、コメ・水産養殖・果樹等の主産地である。



第1図 ベトナムの地域区分

資料：寺本・坂田(2009)のベトナム地図に筆者が加筆。

注。下線が省と同格の中央直轄市。

1. ベトナムの市場移行と農村社会

(1) 市場移行の過程

1) 移行前の体制

フランス支配からの独立運動はベトナムが植民地化された 19 世紀当時から存在したが、共産主義者が主導権を握った独立運動が展開されるのは、1924 年に中国の広州国民政府⁽²⁾に対してコミンテルン（ソ連の指導下に活動した共産主義の国際組織）が派遣した政治顧問団の一員としてホー・チ・ミンが広州にやってきたことを契機とする。ホー・チ・ミンは東遊運動⁽³⁾の流れを汲む急進的ナショナリスト達を糾合して、1925 年にベトナム青年革命会を結成した。これが現在のベトナム共産党の起源である⁽⁴⁾（古田 1996）。ベトナムの共産主義者は、自らが権力を掌握する前の社会を「半封建的植民地社会」と認識し、自らが行う革命を民族民主主義革命と社会主義革命の二段階革命として構想した。前者はさらに、植民地支配の打倒をめざす民族革命と封建制度の打倒をめざす民主主義革命の二つの任務をもつとした。民族革命（反帝闘争）での打倒対象は帝国主義者とその傀儡、民主主義革命（反封建闘争）では地主階級一般である。この段階では打倒対象でなかった民族ブルジョアジーや富農は、次の社会主義革命の段階で打倒される（白石 1993）。

1945 年 9 月に成立を宣言したもののどこの国からも承認されなかった北ベトナムの共産政権（ベトナム民主共和国）を 49 年に誕生した中国共産政権（中華人民共和国）は承認・支援したが、そのことは北ベトナムの革命路線における「中国モデル」の導入を促すことになった。第一次インドシナ戦争を終結させ北ベトナムにおける共産政権を公認したジュネーヴ協定が成立した 1954 年以降、北ベトナムでは土地を地主から取り上げて貧農に分配する土地改革が本格的に実施された。ベトナム労働党⁽⁵⁾は、中央政府レベルではチュオン・チン書記長を委員長とする中央土地改革委員会を設けてその実施にあたったが、各地方省の土地改革委員会には中国の顧問が招かれ、中国の経験に学ぶという形で展開された。土地改革は 1956 年 7 月までには北ベトナムの平野部では基本的に完了したが、その過程で農村人口の 5% は地主という中国の経験が機械的に導入されて、実際には中農までが「地主」と判定されて土地没収の対象となった。ドイモイ後の公式のベトナム共産党史では、この時期に行われた土地革命は「不必要」であったと総括している（古田 1996）。

上記の土地改革までが二段階革命のうちの民族民主主義革命にあたる。そして社会主義革命に着手するための前提条件としての社会主義的生産関係を樹立するための社会主義的改造がその後始まった。農村では 1958 年から中国にならった初級農業生産合作社（以下「初級合作社」）が組織され、農業集団化が始まった（白石 1993）。ソ連で始められた急速な重化学工業化は、農民に高い工業製品を売りつけて農産物を安く買い上げることによって農業余剰を国家が吸引すること（社会主義的原資蓄積）によって行われた。このような非等価交換は市場によっては行えないため、農村部では国家権力による強制的な農業集団化を行う一方、都市生活者には食糧などの生活必需品を低価格で供給する配給制度を整備した

(ラヴィーニュ 2001)。その他の社会主義国の多くもこのようなソ連型開発モデルにそった開発戦略をとり、ベトナムもそれを目指したが、ベトナム戦争のために人的資本を使い果して工業化は不十分なままだった。また冷戦構造の一環としてのベトナム戦争を戦っていたために東側諸国から莫大な援助が与えられ、自国で工業化する必要も薄かった。この時代の経済体制を知るために、農業集団化と配給制について以下に解説する。

農業集団化については、1959 年 4 月の第 16 回ベトナム労働党中央会議によって合作社の高級化が決定された。この後、初級合作社の多くが高級合作社に移行した。初級合作社は集落単位に生産労働を集団化したが、土地は各農民が所有していた。高級合作社は初級合作社よりさらに集団化を進めたもので、土地の共有化が行われ、一合作社の管轄範囲も集落から自然村へと広がった。各農民は合作社の下部組織である生産隊に所属した。生産隊は合作社から生産量・労働点数・生産費の 3 項目について経営を請け負い（三請負制）、所属の農民との間に作業契約を結んだ。各農民は作業ごとの労働点数に応じて報酬を受けることになっていた。1960 年末には北部での合作社化が完了し、40,422 の合作社が誕生した。その結果農業生産性は低下したが、第一次 5 カ年計画（1961～65 年）において農業集団化がさらに強力に推進され、1961 年には高級合作社の数が 8,403（全合作社の 33.8%）だったのが、1967 年には 18,560（全合作社の 76.7%）になった（Nguyen Sinh Cuc 1995）。農業生産の面でマイナスであり工業化する必要も薄かったにもかかわらず 1960 年代に無理に農業集団化が強行されたのは、ベトナム戦争のために戦場へ兵士を抛出し銃後の家族の生活を保障するための装置として合作社が必要とされたこともある。また農民の側からみても、生産のインセンティブを欠く集団農業生産は、「戦争に勝つ」という社会的合意が存在し戦時体制の負担は皆が公平に分かち合うべきだという考えが共有される中では合理的なものであった。このような戦時下の経済のあり方を古田元夫は「貧しさを分かちあう社会主義」と読んでいる（古田 2009）。北ベトナムでは 1965 年時点ですでに全農家の 90.1%が農業合作社に参加していた（うち初級 25.1%、高級合作社 65.0%）が、これが 75 年には 95.6%（初級 2.5%、高級 93.1%）にまで達し、ほとんどの農家が集団化（しかも高級合作社化）した（白石 1993）。

ベトナムでは配給制度はバオカップと呼ばれ、ベトナムにおける社会主義経済建設事業の根幹をなすものであった。農民は農業税に加えて、上記の農業合作社を通じて安価に農産物を譲り渡し（強制買い上げ）、その対価として農業生産に必要な投入材（肥料、農機具、セメント、ガソリン、等）や生活必需品の供給を受けた。国家・党幹部、公務員、軍人、国営企業労働者、そしてこれらの職業に就いていた年金生活者には、国家から配給切符が支給された。配給対象は開始当初（1955 年）にはコメと布だけであったが、65 年には 26 品目にまで拡大し、ほとんど生活に必要なものすべてが配給対象となった。しかしベトナムでは工業生産が不振であったため農民に必要な物資を供給できず、農民は国家に対する食糧売却に消極的になるという問題があった（中臣 2002）。

このようなバオカップ制度に内在する矛盾は、ベトナム戦争後に東側諸国からの援助が落ち込み、また「戦争に勝つ」という社会的合意がなくなるにつれて、深刻化することに

なる（古田 2009）。

2) 移行の発端と新経済政策

ベトナム戦争は 1975 年に北ベトナムが南ベトナムを占領・吸収するという形で終結し、翌 76 年に統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）が発足した。1976 年末に開催されたベトナム共産党第 4 回大会（当大会でベトナム労働党から改称）では、引き続き重工業中心のソ連型開発モデルに沿った開発戦略が決定され、北部で行われていた統制経済・集団農業生産体制を南部にも強いた。その結果、農民が合作社やその前段階の生産集団に加入する前に自らの農機具や水牛を売り、果樹を切り倒し土地を捨てる事例が相次いだ（Nguyen Sinh Cuc 1995）。また価格面においても北部と同様に政府の買い上げ価格を適用したが、その価格が低すぎたため農民が農産物を政府に売らずに闇市場（自由市場）に売ったため、1970 年代末には南部最大の都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン市。第 1 図の 50）の市民は飢餓状態になった。このような経済的窮状を打開するために南部各地方省政府は中央政府の命令に反して指令価格（政府の公定買い上げ価格）以上の買い上げを行った。1979 年にはホーチミン市における共産党トップ（党書記）であったヴォー・ヴァン・キエット⁽⁶⁾が、食糧公社に命じて穀倉地帯のメコンデルタにおいて市場価格に近い価格でコメを買い付けさせ、すでに農民から市場価格に近い非公認価格でコメの買い上げをしていたアンザン省（第 1 図の 53）政府等がこれに応じた。これらの地方政府の非公式の実験が、農民・市民の生活改善、生産増加、国家への納入増加といった成果を強力に示したため、中央も 1979 年 8 月にベトナム共産党第 4 期第 6 回中央委員会総会が第 6 回決議を出し、計画外の市場（自由市場）を承認するようになった（トラン 2010）。この改革は「新経済政策」と呼ばれたことからわかるようにレーニンのネップ⁽⁷⁾にならって、経済的危機を脱するための一時的なものであったが、これが後のドイモイにつながる経済改革の第一歩であった（三尾 1988）。

上記のように自由市場の公認とは南部における「地方の実験」を中央が追認したことであった。北部でも同様に「地方の実験」が行われていた。いくつかの地域では、農民個人に土地を貸し与え合作社に対してあらかじめ契約した以上の収穫物が農民の所有となる農産物請負方式が、中央・地方政府の承認を得ずに実施されていた。北部第二の都市で国際貿易港を持つハイフォン中央直轄市（第 1 図の 18）は、このような非公認請負が 1970 年代初頭から行われていた地方であった。中央で党第 4 期第 6 回中央総会が開かれているちょうどその頃ハイフォン市人民委員会主席（市長）に就任したドアン・ズイ・タインは生産請負制に積極的な姿勢を見せ、すでに非公認の生産請負制を導入していた市下ドーソン県⁽⁸⁾で 1980 年 6 月 4 日に生産請負制推進の決議をあげさせ、これを後ろ盾にして 27 日にはハイフォン市人民委員会常務委員会で 24 号決議を出し、市全体で生産請負制を採用することを決定した。地方とはいえ公的機関が生産請負制を決定したのはこれが初めてである。このハイフォン市の実験は次第に中央の高級幹部にも理解が広がり、ついに 1981 年 1 月の「農業合作社における請負活動の改善と『労働者グループと労働者に対する生産請負』の

拡大に関する共産党中央書記局 100 号指示」(DCSVN1981)によって生産請負制が中央レベルで正式に認められた。この 100 号指示が推奨している生産請負制は、稲作の場合は請け負った農民個人にまかせる作業は、田植え・日常の世話・収穫などの「手工業的な方法」でおこなわれている作業で、苗代づくりと田おこし、水利、苗、化学肥料の管理と分配、病虫害駆除・発生予察などは合作社の指導のもと集団労働でやる方が望ましいとしている。100 号指示はあくまで合作社の計画の範囲内で一部作業を農家世帯に請け負わせており集団農業体制というには変更がないとして改革反対派を押さえ込んで出されたものだった(古田 2009)。

フランスおよびアメリカ「帝国主義」から祖国を「解放」したことを統治の正統性としているベトナム共産党にとって、資本主義への転向と批判されうる統制経済体制の改革には、理論武装が必要であった。1982 年の第 5 回ベトナム共産党大会において、「半封建的植民地社会」から解放されたばかりのベトナムは「農業的・小規模生産の社会」であり、資本主義を経過せず直接に社会主義社会を建設すべきだが、そこに至るまでの「過渡期」の前期においては食料品・消費財・輸出品の増加を目的とする発展戦略を取るのが適切である、と主張された。消費財の一部と輸出品の大部分の原材料は農産品であり、そのために農業の発展を最重要課題としたのである(トラン 2003)。

3) ドイモイ路線の確立までの政策と党内論争

こうして「新経済政策」(統制経済体制の改革)を党大会レベルで公認した第 5 回大会(1982 年)の次の第 6 回大会(86 年)が一般にドイモイ路線を確定させたと言われるが、この間には「地方の実験」と中央レベルでの改革の是非やそのあり方について様々な議論や駆け引きがあった。「地方の実験」では、1981 年に入ってからロンアン省(第 1 図の 51)は買い上げ価格を市場価格に移行させ、それに伴う価格上昇に対応する賃金補填を行い、配給制度を廃止した。この改革は 84 年には南部の他の省にも波及し、85 年にはハイフォン市や首都ハノイ(第 1 図の 14)など長く統制経済体制下にあった北部にまで及んだ(トラン 2010)。中央レベルでは、上記のような「地方の実験」を目の当たりにして改革派に転向したチュオン・チン書記長代行⁹⁾が中心的な役割を演じた。

1984 年 7 月に開催された第 5 期第 6 回中央委員会総会の席で、チュオン・チンは価格・賃金・通貨の改革こそ経済的な諸問題を解決する鍵であり、二重価格制を廃止して単一価格制をとる必要があると訴えた。しかし結果的にこの時に決定された当面の策は党内の保守派に配慮して、価格に関しては二重価格制を維持し、給料に関しては安定した価格による配給によって支える部分と価格の変動を受ける部分の 2 つで構成するという、折衷的なものとなった。次の第 7 回中央委員会総会(84 年 12 月)では、チュオン・チンが前総会で提起した価格・賃金・通貨の改革を総合的に研究する小委員会を党政治局に設置して次総会で議論することが決定した。結局その次の第 8 回中央委員会総会(85 年 6 月)で、それまでの配給制度を基礎とする国家丸抱え政策の廃止を決定し、単一価格制の確立を提起した。この第 8 回中央委員会総会の決議を具体化する「価格と賃金に関する諸方策の批准

についての党政治局 28 号決議」(85 年 8 月)によって、価格も賃金も市場価格に近づけることになり、籾米の買い取り価格も国営企業の賃金も大幅に上昇した価格体系となった(古田 2009)。

このように 1985 年 6 月の第 5 期第 8 回中央委員会総会は配給(バオカップ)制度の廃止という面で画期的であったが、このことがベトナム経済を混乱に陥れることになった。バオカップ制度では国家が農民に供与する投入財と農民が生産する農産物が市場を介さずに交換されていた。配給制度が廃止された結果、国営企業も国家の指示ではなくコスト計算に基づき価格決定を行うようになるが、コスト削減努力のないまま大幅に上昇した労賃をコストに含めたため、製品の大幅な値上がりにつながった。これは当然農民に供与される投入剤の値上がり、さらには食糧の販売価格の上昇もつながった。なおベトナム戦争中は東側諸国からの援助によって財政赤字を埋め合わせていたが、戦争が終了してそれもできなくなったため財政赤字を貨幣の増刷によって埋め合わせた。さらに 85 年 9 月には物価上昇による通過不足を補うため旧 10 ドンを新 1 ドンに交換する通貨改革(デノミ)を行ったが、政府が十分な新通貨を用意できなかったため、ドンに対する信認がさらに喪失した。このような複合的な要素から、物価上昇のサイクルが急激なスピードで起こり、ハイパーインフレーションを招いたところで 1986 年の第 6 回党大会を迎える。中臣久は、1985 年改革は直接的には経済の破綻をもたらしたが、単一市場・単一価格の形成を促すことになり、ベトナムの市場移行においてきわめて重要な過程であったとみている(中臣 2002)。

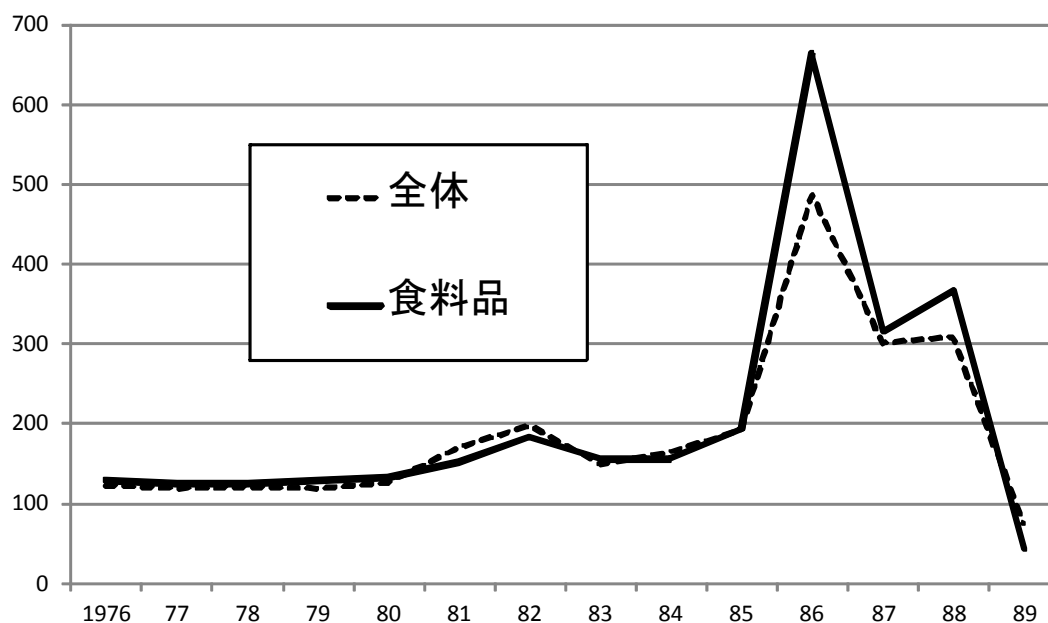
このような経済の混乱は保守派を勢いづかせ、1986 年 1 月に開催された政治局会議では彼らは市場価格に近づけて賃金を補填したことが通貨不足とハイパーインフレーションを招いたのだと価格・賃金・通貨の改革(1985 年 6 月第 8 回中央委員会総会の方針)を批判した。この批判に改革派も反論⁽¹⁰⁾して意見が統一できなかったため、この会議で価格・賃金・通貨の改革の総括と当面の方策に関する決議は採択できなかった。翌 2 月の政治局会議では、価格・賃金・通貨の改革自体は正しかったがその実現指導に際して問題があったとして基本的に改革路線を支持するとともに、混乱の拡大を避けるために当面の方針として一定の範囲で二重価格制を復活せざるを得ないとする 31 号決議を出した。その後党内での議論を経て市場メカニズムを活用しようとするチュオン・チンの意見が次第に受け入れられつつあり、さらにレ・ズアン書記長の死去(1986 年 7 月)とソ連におけるペレストロイカの進展がさらにその追い風となった。こうしてレ・ズアンの後を継いだチュオン・チン書記長のもとで 86 年 12 月の第 6 回党大会を迎えることになった(古田 2009)。

当大会は以下の点で画期的であった。第 1 に、社会主義への過渡期が「比較的長期の歴史的時期」であると確定された。第 2 に、従来の統制経済システムを抜本的に変革する姿勢を明示し、社会主義セクター内であっても、市場原理を基軸とする生産単位ごとの独立経営方式へと転換されることとなった。第 3 に、長期にわたって非社会主義セクターの存続を認め、それらを積極的に活用することが明示された。これらの政策は「ドイモイ」政策と呼ばれ今日までの市場経済化路線を決定づけたといわれる。ドイモイ政策は新経済政策の延長線上にあるものだが、新経済政策が当座の経済的危機を脱するための一時的なも

のであったのに対し、ドイモイはそれを長期的に継続しさらに深めることになったのである。この 86 年末の大会の後すぐにドイモイ路線を実行するための諸施策が出された。87 年には検問所の廃止（3 月）、海外からの現金・物資送付の自由化（4 月）、生産手段・生産財輸入に対する関税率削減（6 月）、と国内的・対外的な物資流通を円滑化する施策が出された。さらに 12 月の国会で外国投資法が採択され、翌年 1 月に発効した。同法は業務協力や合併事業のみならず 100% 外資の私営企業形態も認めている。88 年 3 月には私営経済と家族副業経済に関する規則がそれぞれ首相令として出されて、これらの経営形態の存在を永続的に認めるとともに、その発展を奨励するとの方針が提示された。4 月には「農業经济管理におけるドイモイに関する共産党政治局 10 号決議」（DCSVN 1988）によって、集団農業生産は事実上終焉を迎えた。各農家世帯は 81 年の 100 号指示で生産単位として公認されていたものの、この時点では合作社の管理が残り国家による買い付けもあった。これに対して 10 号決議は、農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには、請負地からの生産物に関しては自由に処分する権利を与えられた。これが農家の生産インセンティブを刺激⁽¹¹⁾し、改革前には恒常的なコメ輸入国だったのが翌年からはコメの輸出国に転じた。7 月には、非国营部門（集団経済、公私合営経済、私営経済、家族副業経済）の管理に関する政治局 60 号決議によって、国家による規制を緩和し、大幅な経営自主権を認めた（白石 1993）。

1989 年には、当時もっとも大きな問題であったハイパーインフレーションの解決のため、ショック療法⁽¹²⁾的な一連の政策が取られた。具体的には、①預金金利をインフレ率以上に上げて実質金利を正の水準に保つ、②国营企業の赤字補填政策の中止、財政赤字の貨幣増刷による埋め合わせ中止、③配給制度の完全な廃止、④為替レートを調整して闇レートと公定レートを同水準にする、の 4 つの政策が講じられた。これらの大胆な政策でインフレは 1989～91 年に沈静化し、92 年からは完全に克服された（トラン 2010）。ノートンはこの価格全面自由化政策を「小さなビッグバン」（“small bang”）と呼び、ベトナムの体制移行の特徴としてハイパーインフレーションの克服がその発端であり、改革によってインフレが沈静化したことをあげた。これに対して中国では改革によって権限の委譲された地方において投資ブームが起きたため、逆に改革後にインフレ気味になり、その後は拡大と引き締めのサイクルが繰り返すことになったと指摘した（Naughton 1996）。

第 2 図は統一ベトナム発足後の 1976 年から 89 年までの物価上昇率を示したものである。1985 年の配給制度廃止以降起こったハイパーインフレーションがショック療法が採用された 89 年から収束に向かったことがわかる。特に 86 年以降の食料品（Foodgrain and Foodstuff）の上昇率が高く国民生活を直撃したことがわかる。



第2図 ベトナムの物価上昇（1976～89年）

単位：％（対前年比）

資料：World Bank（1990）.

そしてインフレが沈静化する中で開催された第7回ベトナム共産党大会（91年）ではさらにドイモイ路線を推し進め、私有制を含む多様な所有形態が積極的に認められるようになった。そして92年に採択された新しい憲法でも、多様な所有制を含めたドイモイ政策の実施がもりこまれた（トラン 2003）。農業面では、1993年の土地法改正によって、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利が農家個人世帯に新たに与えられた（Nguyen Sinh Cuc 1995）。このように農業経営の決定権が農業合作社から徐々に農家個人世帯へ委譲され農業生産における合作社の役割は著しく縮小し、その多くが解体することになった。その総数は、1990年代前半には85年頃の半分に激減することになった（トラン 2010）。ベトナム政府は、ソ連型集団農場モデルに代わる新しい位置づけを合作社に求めるようになり、それが1996年の合作社法設定につながった。同法によって、合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へとその法的位置づけが根本的に転換した。

4） 「社会主義志向の市場経済」の諸政策

1980年代から始めた一連の大胆な経済改革によって経済を安定させ高度成長を持続的にもたらしめたベトナムを移行経済の成功例として評価した世界銀行の世界開発報告が出されたのが1996年である（World Bank 1996）。上記報告書が出された正にその年に開かれた第8回党大会で採択された「1996～2000年経済開発戦略」では、2020年までの工業国入り

という具体的な目標を示して工業化を一層推進するとともに、農林水産業に対して政府予算からの重点的な投資が行われることが決定⁽¹³⁾した。また農村地域に近代工業を振興させるとともに、交通・通信・医療・住宅等のインフラ整備も進めることも決定した。またこれまで重点的な経済開発地域に選ばれなかった地方都市においても中小規模の工業団地の建設を推進することが決定した。当大会で採択された方針に関して竹内郁雄は、「(1) さらなる高度成長への志向」「(2) 雇用促進と各地域の均等開発」という2つの特徴が現れていると指摘している(竹内 1997)。竹内の指摘する(1)とは「市場経済化・対外開放」であり(2)は「社会的公正の実現」であると言い換えることもできよう。続く2001年の第9回党大会では、この2つの実現をめざすドイモイ政策について「社会主義志向の市場経済」という新たな文言で説明するようになった。

農業は工業とは異なり生産する地域の条件に大きく左右される。さらに主食であるコメが同時に重要な輸出産品でもあるため、米価の上昇は稲作農家の所得向上や外貨獲得の面では望ましいが、一方で都市生活者の生活には打撃であり工業労働者の人件費高騰も輸出競争力の面で不利益をもたらす。「2 (3) 世界食料危機とその対応」で後述するように、2007～08年の米価高騰時には国内物価も高騰した。ベトナム政府は生産者や輸出業者を犠牲にしても、その他の国民の利益のためにコメ輸出を制限することにした。このような農工間の間の矛盾だけではなく、農業それ自体も脆弱な経営基盤(矮小な農地面積)のもとで農民が市場経済の変動リスクにさらされているという問題を抱えている。このように農業部門はとりわけ(1)「市場経済化・対外開放」と(2)「社会的公正の実現」との間の矛盾を最も集中的に受ける部門である。このような事情のためベトナムの市場移行において農業は重要な位置を占め、上記(1)と(2)を両立させるように慎重に進められてきた(第1表参照)。前述の各農家世帯を生産単位として公認する1981年の党中央書記局第100号指示、農民に生産物を自由に処分する権利を与えた88年の党政治局第10号決議、実質的に土地の私有化を認めた93年の土地法改正といった一連の政策によって、農業の脱集団化・市場経済化は推進された。ここまでは上記(1)の方針に基づくものであり、これによって農業生産の量的拡大をもたらし、順調な経済発展に貢献した。だが市場経済化の否定的な側面として貧富の格差が拡大(世帯間のみならず地域間ないし都市・農村間も)しつつあることが指摘された(竹内 1997) 第8回党大会(96年)では上記のように農業農村開発が重視され、その前後の時期からは(1)に加えて(2)に基づく社会的公正をもとめる政策も目立ち始めてきた。

農業農村開発の面では、1993年の党第7期4中総「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」で共同体的生活の再建が図られることになった。さらに98年に政府は「社(行政村)における民主実現制度規定」を制定した。これらは、従来国家丸抱えで行ってきた農村開発の管理と運営の一部を相互扶助の伝統を持つ村落共同体の自主管理と自助努力にゆだねる体制を作り上げることをめざしたものである(後述「2 (4) 1) 新農村建設事業」参照)。さらに政府がより直接的に社会的弱者への援助を行うため、95年には政府(労働・傷病兵・社会省が中心)が作成する貧困ラインに該当する世帯への低利・無担保貸付

を手がける貧民銀行が設立され、翌 96 年から業務を開始した。これに対して（１）の方針に基づくものとして、96 年には合作社を市場経済下の協同組合と位置づける合作社法が制定され、2000 年には海外向けの高品質な農林水産物の生産を促すための農業発展戦略として政府決議第 9 号（CPVN 2000）が出された。2003 年には土地法がさらに改正され、国家による高収量・高品質な水稻栽培専用農地への補助策および民間農場への奨励策が規定された。これは政府決議第 9 号における生産性の低い水田の転換奨励策と表裏一体をなすもので、国際市場参入をめざして農地使用の合理化を促すものである。2001 年の第 9 回党大会において採択された「2001～2010 年の経済・社会発展戦略」においては、ASEAN（1995 年加盟）・米越通商協定（2000 年調印）に続く目標として WTO 加盟を掲げる（藤田 2006）とともに、貧困削減・社会保障拡充・山岳地域における医療施設整備などの社会政策の強化も同時に打ち出している（石田 2002）。これに沿うように、2002 年には前述の貧民銀行を改組して社会政策銀行が設立された。同銀行は、貧困世帯融資に加えて各種政策融資（農村の水質改善、学生への奨学金など）も手がけていることになった。貧民銀行と同じく利息は市場金利より大幅に低く、その主な資金源は政府からの補助である。また 2003 年には農地使用税の減免措置が出された。これは耕作者自身が使用権を持つ農地の使用税は事実上撤廃しながら、メコンデルタ等で発生しつつある不在地主は減免税対象にはならず、また土地法の定める制限面積以上は 50%の減免措置とされるなどの配慮もなされている（岡江 2007）。

このような方針は最新の第 11 回党大会（2011 年）でも確認できる。当大会で示された今後 5 年間の重要な政策課題として、①目標維持と過去からの継続性、②労働生産性や技術レベルの向上を伴った経済成長モデルへの転換と工業国ビジョンの具体化、③試験的な私営起業家の入党許可、④新農村建設の推進、⑤行政改革推進と汚職との戦い、⑥社会保障の強化、⑦主権の防衛、国防の強化と ASEAN へのコミットメント、の 7 点があげられる（寺本・藤田 2012）。このうち中国との南シナ海紛争に関係する⑦以外は、①～③が（１）の方針に基づくもの、④～⑥が（２）の方針に基づくものといえる。特に農業農村開発で最重要視されているのが、④の新農村建設である（新農村について詳しくは、後述「2（４）１）新農村建設事業」参照）。また当大会で示された今後の農業・農村開発の方向性では、新農村建設とともに「都市と農村の調和の取れた経済・社会発展」も基本的な方向性として示されている（坂田 2012）。これは 1996 年第 8 回党大会で採択された方針のうち「雇用促進と各地域の均等開発」（（２）「社会的公正の実現」）を今なお継続しているといえる。

第 1 表 ドイモイの 2 つの柱とベトナムの農政改革

共産党大会及び重要な事件	ドイモイの 2 つの柱からみた農業農村政策	
	①市場経済化と対外開放	②社会的公正の実現
1976. 統一ベトナム成立, 第 4 回党大会 (重工業重視)		
1979. 党第 4 期第 6 回中央総会 (自由市場承認): 新経済政策	1981. 党中央書記局第 100 号指示 (各農家世帯を生産単位として公認)	
1982. 第 5 回党大会 (農業重視。市場経済導入。)		
1985. 党第 5 期第 8 回中央総会 (配給制度廃止)		
1986. 第 6 回党大会 (外資導入推進。ドイモイ路線確定。)	1988. 党政治局第 10 号決議 (集団農業体制解体)	
1989. 価格の全面自由化		1993. 第 7 期 4 中総「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」(共同体的生活の再建)
1991. 第 7 回党大会 (私有制を認める)。対中国交正常化。	1993. 土地法改正 (実質的な農地私有制)	1995. 貧民銀行設立 (貧困世帯向け低利融資)
1995. WTO 設立 (ベトナム加盟申請)。アセアン加盟。対米国交正常化。	1996. 合作社法制定 (合作社を市場経済下の協同組合に)	1998. 社における民主実現制度規定
<u>1996. 第 8 回党大会 (社会的公正の実現を明記)</u>	2000. 政府決議第 9 号 (海外向けに農産品の高品質化促進)	2002. 社会政策銀行設立
2001. 第 9 回党大会 (「社会主義志向の市場経済」)。米越通商協定発効。	2003. 土地法改正 (農地集積と民間農場の奨励)	2003. 農地使用税撤廃
2006. 第 10 回党大会 (スン首相就任)		
2007. ベトナムの WTO 加盟。		
2011. 第 11 回党大会		

出典：筆者作成。

注) ベトナムの各農業政策の①②の分類はどちらの要素が強いかによる便宜的なものであり、実際には各政策のいずれも①②双方の要素が含まれている。例えば 1996 年の合作社法は脱集団化の完成という視点で見れば①の面が濃厚であるが、反面市場経済下において農民の価格交渉力を付けるという点では②の要素もある。また 1995 年設立の貧民銀行も、その融資対象者はあくまで「労働力と生産活動を行う能力がありながら資金が不足している」農家であり、市場経済下における農業経営体育成と言う面で見れば①の要素も存在する。

5) グローバリゼーションへの対応策

以上の一連の農政改革は WTO 加盟（2007 年加盟実現）に代表されるさらなる国際市場への参入を見据えたものとはいえ、政策内容自体はベトナム自身が自国の利益のために主体的に選んだものである。しかし WTO へ加盟するためには、既存加盟国との交渉で「WTO に整合的でない」と見なされた制度の改変を約束させられる。加盟交渉において議論されるのは申請国側の制度のみであり、WTO 加盟のために申請国は一方的に譲歩しなければならないことになる。しかもこの過程で実質的には加盟の条件となるはずの WTO 協定以上の約束（‘WTO-plus’ commitments）を結ばされる。なお 2001 年に WTO に加盟した中国は加盟条件の一部について最長 2005 年までの移行期間が認められたが、その履行は順調には進まなかった。その期間がまさにベトナムの WTO 加盟交渉の大詰めを迎えつつある時期であったために、ベトナムの WTO 加盟に際しては加盟承認前に WTO ルールに沿った法制度整備など加盟条件の確実な履行に対する担保が求められた（藤田 2006）。以下、WTO 加盟交渉（特に多国間交渉）の場でどのような制度改変が強いられたのかを、（2）「社会的公正の実現」との関係で述べる。出典は特に断りがない限り WTO のベトナム加盟作業部会の諸文書（WTO 2003; 2006a; 2006b; 2006c）に依り、関連するベトナム国内法規の原典にもあたった。また中国の WTO 加盟条件との比較も行った⁽¹⁴⁾。

WTO 加盟決定（2006 年）までの時期で輸出制度に関するもっとも大きな変化は、1998 年から続けられていた輸出補助金の廃止である。WTO 農業協定は輸出補助金の削減を規定しているものの輸出補助金を即時禁止しているわけではない。だが WTO 加盟交渉の中で輸出補助金の即時撤廃を既存メンバーに要求され、ベトナムは加盟後にはいかなる形でも輸出補助金は支給しないことに合意させられた。なお、2001 年 12 月に WTO に加盟した中国は加盟後最大 15 年間（16 年 12 月まで）は「非市場経済国」の地位のまま加盟するという条件を呑まされた。非市場経済国では政府が価格を統制している可能性があることから当該国ではなく第三国における国内価格を基準に輸入国がダンピング⁽¹⁵⁾認定をすることができる。つまり非市場経済国は、国内価格と同水準で国外へ輸出した場合でもダンピング認定されて輸出が規制される可能性があるという不利な条件に置かれることになる。ベトナムも同様に加盟後最大 12 年間（18 年末まで）は「非市場経済国」とみなされることになった⁽¹⁶⁾。

輸入制度に関しては、特定の品目を守るために取られていた非関税措置が廃止させられた。それまで輸入禁止されていたたばこ（少数民族地域で栽培⁽¹⁷⁾）や輸入割当を行っていた砂糖（貧困地域で栽培）は WTO 加盟に伴い関税割当措置への移行を余儀なくされた。関税割当制度（Tariff Rate Quota）とは、特定品目の輸入に関しては一定数量まで低関税（一次関税）を適応し、当該数量を超える場合には高関税（二次関税）を適用する制度である。WTO 体制下では、関税割当制度は特定の国を差別的に扱わないことを条件に認められている。第 2 表は、WTO 加盟交渉で合意した WTO 加盟後の関税割当一覧である。なお関税割当も無制限に認められる訳では無く、乳製品・とうもろこし・綿花の関税割当は交渉の過程で廃止することになった。WTO 加盟交渉における二国間交渉については原則として公開

されていないので詳細は不明だが、ベトナム WTO 加盟交渉団を率いたチュオン・ディン・トゥエン商務相（当時）の証言（チュオン 2009）や USTR 資料を整理した（藤田 2006）によると、オーストラリアとニュージーランドが乳製品の、アメリカがとうもろこしと綿花の市場開放を求めていたことから、関税割当の廃止はこれらの国の強い要求で吞まざるを得なかったのであろう。またオーストラリアとニュージーランドは砂糖と塩の市場開放も求めていた（チュオン 2009）が、ベトナムはこれらは条件不利地域⁽¹⁸⁾での生産品目であることを主張して関税割当を守り抜いた。

GATT 及びそれを引き継いだ WTO の最も重要な原則は最恵国待遇の原則（GATT 第 1 条）である（FTA はこの原則の例外）。ベトナムが WTO に加盟することによりすべての既存加盟国はベトナムへ最恵国関税率⁽¹⁹⁾で輸出が可能になる。農林水産物輸出国として注目を浴

第 2 表 加盟交渉で合意した WTO 加盟後の関税割当

HS コード	品目名	割当量 (年 5%増加)	一次関税	二次関税
0407.009	殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。)	加盟時 30,000 ダース	40%	80 %
1701.11	甘しや糖(固体のものに限る。)	加盟時 55,000t	30% (2009 年までに 25%)	加盟時 100% (2010 年までに 85%)
1701.12	てん菜糖(固体のものに限る。)	加盟時 55,000t	50%	100%
1701.91	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖(固体のものに限る。)のうち、香料又は着色料を加えたもの	加盟時 55,000t	60%	100%
1701.99	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖(固体のものに限る。)のうち、その他	加盟時 55,000t	60%	加盟時 100% (2012 年までに 85%)
2401 (下記 2401.3010 以外)	たばこ(製造たばこを除く。)及びくずたばこ(たばこ茎を除く)	加盟時 31,000t	30%	100%
2401.3010	たばこ茎	加盟時 31,000t	15%	80%
2501.0010	食卓塩	加盟時 150,000t	30%	60%
2501.0021 2501.0029	岩塩	加盟時 150,000t	30%	60%
2501.0031	純塩	加盟時 150,000t	10%	50%
2501.0032 2501.0033 2501.0090	その他の塩	加盟時 150,000t	15%	50%

出典：WTO (2006c)。

びるベトナムであるが、設備不足のため競争力のない冷凍食品や調整品、食品工業などは高関税によって守ってきた。これらの品目は WTO 加盟に伴い漸次輸入関税を引き下げること合意させられた。ベトナムがこのような過酷な条件をのんだのは、WTO 加盟によってベトナムも同様にすべての既存加盟国へ最恵国関税率で輸出が可能になるからである。結局農産品全体では加盟時 23.5%から 5 年以内に 20.9%への引き下げを約束したが、これは中国が 19.3%から 9 年以内に 15.0%への引き下げを約束したことに比べればよく防衛したといえるだろう。

以上 WTO 加盟のために強いられた農政改革をまとめると、貿易制度の改変や輸入関税の引き下げなど既存加盟国からの要求に基づいて呑まざるを得なかったものも多かったが、ベトナムは重要な品目に関してはできるかぎり防衛の努力を行ったといえる。特に国内の貧困地域で栽培されている砂糖などの品目では、関税割当による輸入の歯止めをかけることができた。前述のドイモイの 2 つの柱に即していえば、「(2) 社会的公正の実現」はかろうじて守り抜いたといえるだろう。

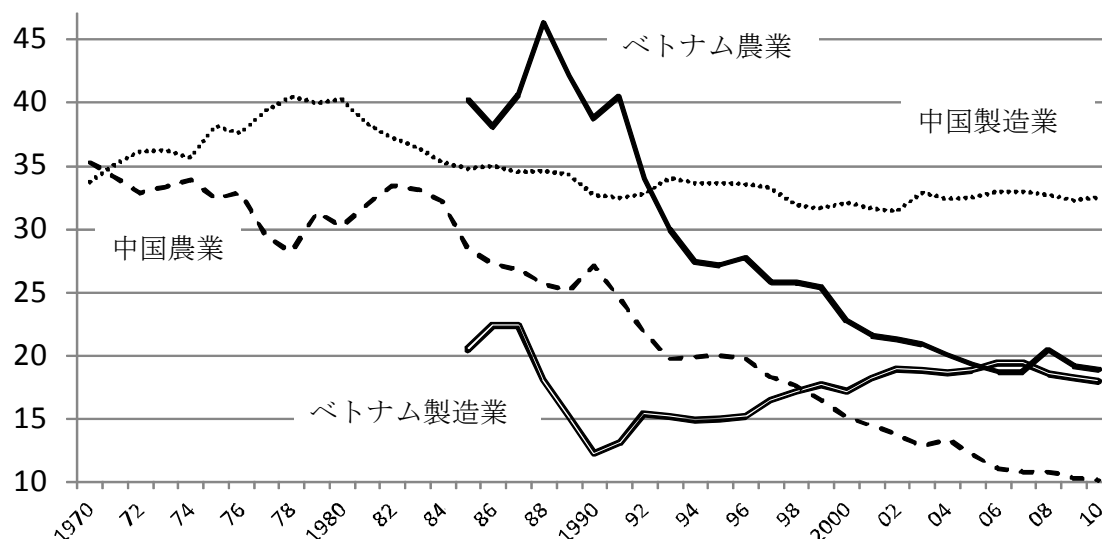
(2) ベトナムの市場移行の特徴—中国との比較を交えて—

ここでベトナムの市場経済の特徴について、同じく共産党一党支配を維持しながら市場経済化を進める中国の比較を交えて考察する。

1) 基礎情報と先行研究

ここでまず中越両国の経済発展について基礎情報を知るために、第 3 図に両国における農業・製造業の GDP 構成比率を示した。年々農業の比率が下がっているのは両国に共通の傾向である。しかし、中国において製造業の GDP 構成比率が農業を逆転するのが改革開放前の 1971 年であるのに対して、ベトナムの場合はドイモイ路線確立後 20 年もたった 2006 年であるという大きな違いが存在する。なお、ベトナム農業が 1988 年に一度急上昇した後に低下しているのは、この年に実質的に集団農業生産体制を終了させた党政治局第 10 号決議が出されたからである。また 1986～90 年にベトナム製造業が急低下した後に回復しているのは、この時期にハイパーインフレーションが起きそれへの対処の一環として国営企業の赤字補填政策の中止が行われたからである。国営企業は赤字補填が無くなる反面経営自主権が大幅に付与され、91 年にインフレが沈静化すると製造業は回復した。特に工業化路線を本格的に開始することを確認した第 8 回共産党大会が開かれた 1996 年からはほぼ右肩上がりの成長を示し、急速な工業化が行われたことを示している。1996～2013 年の年平均 GDP 成長率は 6.5%と持続的な成長を示しており、部門別では農業が 3.8%、製造業が 10.3%（出典：World development Indicators）であることからベトナムの経済成長のドライブは工業化であるといえる。しかしベトナムの工業化の水準はまだ中国には及んでいない。

第3図 中越両国の農業・製造業のGDP構成比率（%）（1970～2010年）



出典：World Bank, World development Indicators.

注：ベトナムのデータは1985年以降のみ。

次に、これまで中越両国の市場移行はどのように論じられてきたかを整理する。中国に関する経済指標（第1次産業、国有部門、民間部門の就業者数）を用いて、体制移行（国有部門から民間部門の移動）と工業化（第1次産業から民間部門の移動）の2重の移行を論じた加藤弘之は、その手法をベトナムにも適応して中越両国の市場移行を比較している（加藤 2005）。加藤は中国では工業化の方が先行し、ベトナムでは価格自由化や国有企業改革などの体制移行の方が先行するという改革の順序が違っても、両国が目標とする市場経済システムに本質的な違いはないと主張する。そのためベトナムでは工業化＝農業経済部門の縮小が今後の政策課題だと主張する。しかし、加藤は両国の経済指標とマクロ政策からのみ移行を論じて、社会・文化的な背景については論じていない。

ベトナムが中国に比べて工業化が遅れている理由を、ノートンはベトナムが米国との20年間にもわたる戦争（ベトナム戦争）のために人的資本を使い果たしたからだと指摘する。そしてベトナムの市場移行は、ハイパーインフレーションを克服するために始まり、国内の低貯蓄故に外資に依存しながら工業化を進めざるをえなかった。これに対して、中国は国内貯蓄を高水準に保ちながら工業化を進めることができたという違いを指摘する（Naughton 1996）。またカークヴリットとセルデンは、農業集団化の違いが工業化の進展の違いが生んだと論じている。カークヴリットらは、ベトナムより中国の方が農業集団化がより徹底して行われ、人民公社期の社隊企業が後の郷鎮企業になり農村工業化の担い手になったと論じている。ベトナムにおいて農業集団化が徹底できなかった理由を、カーク

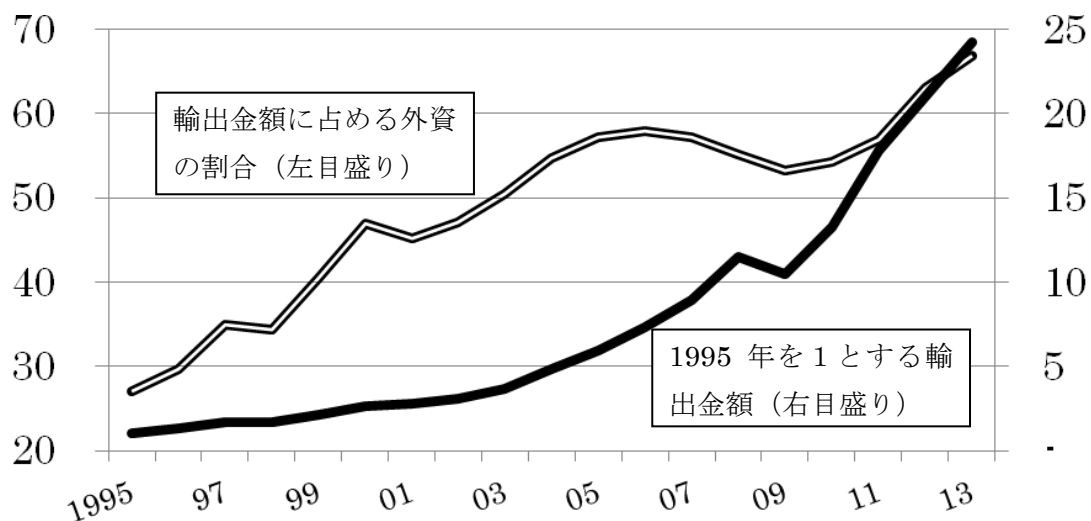
ヴリットらはベトナム戦争に勝利するために兵士=農民の反対を押し切ってまで極端な集団化が強行できなかったことに求めている (Kerkvliet and Selden 1999)。ノートンもカークヴリットらも中越の違いの原因として、戦後の共産政権下の事情（ベトナムは戦争のために人的・社会的資本が未整備のままであった）からしか説明しておらず、それ以前の歴史に由来する社会構造には触れていない。そのため、ノートンは両国の市場移行における個々のマクロ経済政策の違いは指摘しても移行過程それ自体には共通点が多いと結論づける。またカークヴリットも「両国は同じ方向に進んでいるが、別々に歩んでいる」(Kerkvliet, Chan and Unger 1999) と、中越の市場移行の違いはないとの結論に至っている。

2) 工業化と農村

以上の中越比較の先行研究レビューから、ベトナムが中国に比べて工業化が遅れているのはただその移行の程度が遅れているだけであり、いずれベトナムも中国型の移行モデルを後追いするであろうという議論が主流である。しかしこれらの議論は主として 20 世紀までのデータに基づいており、21 世紀に入ってからベトナムの急速な工業化という事実を踏まえたものではない。第 4 図は 1995 年以降の輸出金額の伸びと外資の割合を示したものである。1995 年の輸出額を基準にして 2000 年では 2.7 倍、2013 年には 24.2 倍と急激な輸出の伸びを示している。さらに輸出金額に占める外資の比率は 1995 年では 27.0% だったのが、2000 年には 47.0% になり、最新の 2013 年には 66.8% と圧倒的な存在となっている。特に 2001 年の米越通商協定発効と 07 年の WTO 加盟が、さらに伸びる契機となった。外資を活用した輸出志向工業化という点では中国と共通するが、21 世紀に入ってからベトナムは特に外資頼みの傾向がより鮮明になったといえる。

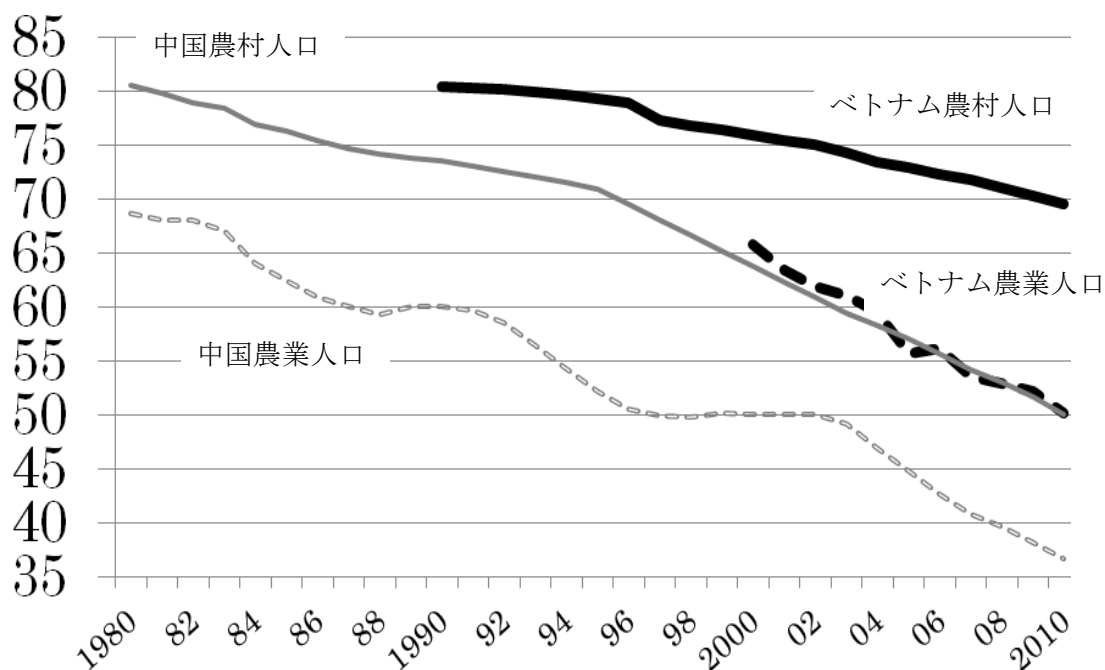
20 世紀までのベトナムを中国と比較した加藤は「1980 年代の中国で起きたような、農村部でのダイナミックな変化はベトナムではいまだ出現していない」(加藤 2005) と論じているが、21 世紀のベトナム農村は 1980 年代以降の中国農村の変化を後追いしているのだろうか。2000 年におけるベトナムの農業人口比率 (65.8%) は、2010 年には 50.1% にまで減少している。中国においてこれらとほぼ同じ水準の時期は 1983 年 (67.1%) と 99 年 (50.1%) である。この間に中国は農村人口比率を 13.2% 減少 (78.4% から 65.2% へ) させているのに対してベトナムは中国の半分未満の 6.4% しか減少 (75.9% から 69.5% へ) させていない。第 5 図は、両国の農業・農村人口の比率の変化をグラフ化したものである。図でも明らかなように、中国は農業人口と農村人口がほぼ並行に減少しているのに対して、ベトナムは農業人口の減少は農村人口の減少よりも急である。具体的な数字をあげれば、中国における 1980 年の農村非農業人口比率 (=農村人口 - 農業人口) 11.9% は 30 年後の 2010 年に至っても 13.4% とほぼ横ばいであるのに対して、ベトナムは 2000 年からわずか

第4図 ベトナムの輸出金額の伸びと外資の割合（1995～2013年）



出典：ベトナム『統計年鑑』各年版.

第5図 中越両国の農業就業人口・農村人口の比率（％）（1980～2010年）



出典：『中国統計年鑑』、ベトナム『統計年鑑』各年版.

注：データの「農業人口」は正確には「第一次産業の就業者率」のこと。ベトナムの農村人口データは1990年以降のみ、ベトナムの農業人口のデータは2000年以降のみ。

10 年で倍増させている（10.1%から 19.4%）。つまり 21 世紀のベトナムは急速な工業化にもかかわらず農村人口が安定しており，農村部における非農業就業者が急増しているという点で 1980 年代以降の中国とは異なっている（この段落の用語の定義や数字の出典は第 5 図と同じ）。

この問題をさらに深く知るために第 3 表に，一人あたり GDP がほぼ同水準であった 2010 年のベトナムと 2003 年の中国における，農村人口の比率，農村の非農業就業者比率，都市と農村の所得格差を示したものである。この表からも，ベトナムは中国より農村人口の比率と農村の非農業就業者比率が高いことが確認でき，さらに都市と農村の所得格差が小さいことがわかる。つまり，ベトナムの工業化は安定した農村を維持し，都市と農村の所得格差拡大を抑えるという点で独自性があり，中国モデルの後追いとはいえない。

第 3 表 中越両国の農村に関する経済指標

	ベトナム (2010 年)	中国 (2003 年)
一人あたり GDP(米ドル)	1,334	1,274
農村人口の比率(%)	69.5	59.5
農村の非農業就業者比率(%)	41.3	25.1
都市と農村の所得格差(倍)	1.99	3.23

出典：World Bank, World development Indicators，『中国統計年鑑』2005 年度版，ベトナム『2010 年生活水準調査』。

注：データの「農業人口の比率」は正確には「第一次産業の就業者率」のこと。「都市と農村の所得格差」は都市の一人あたり住民所得を農村のそれで割ったもの。

3) 制度改革と市場化の論理

中越両国の市場移行に関しては、工業化ではより遅れているベトナムの方が制度面では進んでいる。以下ではまず具体的な事実を提示したのち、その原因を検討する。

ベトナムでは前述のように 1985 年に配給制度が廃止され、89 年には価格全面自由化政策が行われた。これに対して中国では、計画と市場が併存する「双軌制」が改革開放政策下でも存続した。そのため、低い公定価格で仕入れた希少財を自由市場で転売する動機が強く、腐敗の有力な温床になった。また自由市場で取引される消費財の変動に計画配分される生産財が追いつかず、計画経済と同様な非効率が残ることになった（中兼 2002）。中国でもベトナムとほぼ同じ時期の 1988 年に政府が抜本的価格改革を打ち出そうとしたが、その動きがインフレを呼び起こした結果、政府は価格改革を取り下げてしまった。93 年になってようやく食糧の配給制度がなくなり、農産物の基本的市場価格化が実現した（中兼 2010）。しかし配給制度廃止によってインフレが激しくなると、政府はふたたび以前の制度を復活させた。その後 2002 年になってようやく政府による契約購入制度がなくなり、基本的に価格を市場による決定に任されるようになった（中兼 2014）。

また中国ではかつて集団農業生産を率いた人民公社が完全に解体され、改革開放後に農民專業合作社（農協）が新たに設立されている。その実態は、農産物加工企業や農産物販売業者といった非農家が主導して取引先の農家に結成させるものが多い（苑 2013）。これに対してベトナムでは、かつて集団農業生産を率いた合作社の多くは解散したものの、一部は現在でも残存している。その残存合作社の多くは水利・灌漑しか担当しないか形式的にのみ存在しており、市場経済に対応して経済事業（購買販売事業）を積極的に行うものは少ない（竹内 1999）。このような状況の中で 1996 年制定の合作社法によって、残存する合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へとその法的位置づけが根本的に転換した。これに対して中国では、人民公社解体以降に誕生した農民專業合作社についてながく法的位置づけが曖昧であった。結局 2006 年 10 月制定の「農民專業合作社法」によってようやく農業協同組合としての法的位置づけがなされた。

土地に関してはベトナムでは前述のように、1993 年の土地法改正によって個人に土地使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利を与えた。国家所有の建前は維持されているが、実質的には個人所有権である。実際、1993 年土地法で 20 年間にわたって使用権を与えられた土地のほとんどは期限が来た 2013 年になっても回収はされずに、そのまま使用権者による使用に任されている。これに対して中国では、原則として都市の土地が国家所有、農村の土地は集団所有によるものとされる。現在の農村における土地所有の多くが村民小組（人民公社時代の生産隊の範囲）による（河原 2008）。しかし都市開発が進むにつれて、このような集団所有農地を政府がいったん収用して国有地に転換してから譲渡することをスムーズに行うための制度作りが進められるようになった。この制度は、地方政府にとって地域振興と財政収入の増加をもらしたので全国的に広まることになった。そのため十分な補償もないまま土地を失う「失地農民」の存在が大きな社会問題となった（梶谷 2014）。

このように実態面（工業化）で後れをとるベトナムに比べても中国が改革ができていない理由の一つに、ベトナムのように共産党支配下の市場経済化を正当化する論理が存在しないことがある。前述のようにベトナムは、マルクス主義の理論上は資本主義から社会主義への移行を指す「過渡期」を市場経済化（事実上の脱社会主義化）の正当化のために利用するという、これまでどの社会主義国も行わなかった方針を採用した。ソ連ではすでに「過渡期」が終了したと宣言したために、ペレストロイカでは使えなかった。また中国では、「過渡期」論が資本主義復活をめざす勢力との闘争の関係で論じられた⁽²⁰⁾ため、改革開放（事実上の資本主義復活）において「過渡期」論は封じられることになった。ベトナムでは、ベトナム戦争のために経済の社会主義的改造がもっぱら農業分野のみに限られ社会主義的工業化がほとんど実行できなかったため、自らを社会主義以前の「過渡期」と認識していた。戦争後はソ連に倣った重化学工業化をめざすが、すぐに経済危機に見舞われ早々と統制経済体制の修正を迫られた。その正当化のために、現在はまだ「過渡期」で行われるべき社会主義的工業化が本格化する前の「最初の段階」として、農業の発展を当面の最重要課題にして社会主義的工業化を棚上げにした。さらに残存する資本主義経済の一部を利用する必要があるとして、民間部門と市場経済を認めた。

このようにベトナムが改革の初期から「過渡期論」によって市場経済化を正当化する理論を詰めていったのに対して、中国は理論を詰めないままなし崩し的に市場経済の領域を拡大していったのである。21世紀に入ってから、ベトナムがWTO、TPPという自由貿易体制に順応するためにさらに自由化（国有企業の株式化）を進めている一方で、中国では逆に国有経済が増長し民有経済が縮小するという「国進民退」と呼ばれる市場経済化の逆転現象も現れた（加藤 2013）。こういったことから中国の市場移行は旧システムを新システムに取り替えるのなく、新システムを追加する「増量主義（incrementalism）」であるといわれる（中兼 2002）。

また前述のようにベトナムではドイモイ路線確立後わずか10年後の1996年第8回党大会で「市場経済化・対外開放」と「社会的公正の実現」の両立が主張され、その後のWTO加盟交渉の過程でみたように、貧困地域などで栽培された作物に関しては関税割当で輸入を制限するなど、「社会的公正の実現」には常に留意していた。これに対して中国では、先に豊かになれる人・地域から発展する「先富論」が唱えられ、「社会的公正の実現」を意味する和諧社会建設提唱が行われたのが2004年第16期4中全会である。またWTO加盟交渉の過程で中国が関税割当で輸入を制限した農作物⁽²¹⁾をみると、中国人一般にとって重要な食糧・食品である「小麦」「とうもろこし」「コメ」「砂糖」と繊維産業に必要な「羊毛」「羊毛トップ」「綿花」であり（中国WTO加盟に関する日本交渉チーム 2002）、ベトナムのように特定の地域を保護するためのものではない。このようにベトナムの特徴として筆者があげた市場経済化と社会的公正の両立は、中国にはあてはまらない。

共産党支配下での市場経済化を進める言葉は中国では「社会主義市場経済」（1992年第14回党大会で承認）と呼ばれる。93年第14期三中全会で採択された決定によれば、現代企業制度の確立、全国統一された国内市場の形成、間接的なマクロ・コントロールの確立

が「社会主義市場経済」の3本柱とされる。これをみて加藤弘之はその本質は資本主義となんら変わるものではないと指摘している。そしてベトナムの「社会主義志向の市場経済」(2001年第9回党大会)は中国の「社会主義市場経済」に相当し、このことは中国からおよそ10年遅れでベトナムも市場経済のシナリオを手に入れたことを意味すると主張する(加藤 2005)。しかしこれまで考察したように、ベトナムの方がショック療法的改革を断行し制度面では中国よりも進んでいる。中国の「社会主義市場経済」が「社会主義(国有企業などの旧システム)」プラス「市場経済(民間部門などの新システム)」の増量主義であるのに対して、ベトナムの「社会主義志向の市場経済」は「社会主義」がめざす理想(「社会的公正の実現」)を志向しながらも当面の政策的手段としては市場経済を推進するのをためられないという点で違いがある。

4) 文化的背景

以上中国に比べたベトナムの市場移行の特徴として、安定した農村人口が維持されて都市農村間の格差が小さく、政策的にも市場経済化と社会的公正の両立を図っていることがあげられる。筆者はこのような中越の違いは背景となる文化の違いに由来するとなると考える。そのことを知るために、共産化する前の両国の農村社会を以下に比較する。

ベトナムで「社」と呼ばれる行政村には、朝廷から官吏が直接派遣されることはなく、村民によって選出された組織が自治の担い手となっていた。村落有力者たちの会議が村の重要事項を決定し、里長(村長)・副里・自警団長などの村役人たちがこの決定を遂行し国家権力(具体的には地方官)との折衝役を務めた。中央政府は特定の村落でだれがどの土地を所有しているのか、または兵役や人頭税の対象となる人々が誰と誰であるのか、その実態を正確に把握できなかったので、徴税・賦役・徴兵などは村落に請け負わせる以外なかった。そして村落はその見返りに、政府からの干渉の多くを免れることができた。村落自治を体現する「村の掟」は、村落ごとに「郷約」として成文化されるのが常であった(白石 2002)。この「郷約」には、祭礼に関する権利・義務や規制、集会・宴会への参加資格や席次など村内序列、村落内の諸組織や諸役職、婚姻・葬礼に関わる義務、盗み・火事などに対する自警、相互扶助、道路・橋・堤防などの修築、村民の生産活動、村内の秩序紊乱者の処分や紛争処理、功労者・科挙合格者・高齢者の表彰、政府に対する義務、など多岐にわたる規定が記載されていた。郷約は村民が亭(村の集会所)に会して議定され、少なくとも形式的には村民全体の協議の結果のコンセンサスであることがその正当性の根拠となっていた(嶋尾 1992)。郷約に従うべき村民の範囲が明確であると同時に地理的な村の範囲も明確であった。多くの村は境界を竹藪や土堀で囲んでおり、村の入り口には門があり夕方になると閉められた(グルー 1945)。

これに対して中国においては、ベトナムのような強いムラ結合は見られなかった。華北農村慣行調査(満鉄調査部・東亜研究所の共同事業)に参加した旗田巍の調査によると、河北省順義県沙井村の境界は、清代光緒年間に地方政府(県)がそれまで個々の農民が行っていた看青(作物の盗難を防ぐための監視)を協同で行わせるための「青苗会」を結成

させ、その範囲に徴税を請け負わせたものに由来し歴史は浅い。農民側からの認識でも、個人の所有地については明確な境界意識をもっているが、村の土地という意識さえない。これは本村人だけが利益を受ける区域が存在せず、団体的支配区域をきめなくても生活が成り立ってきたからである。村の範囲が認識されないということは成員権（村民の資格）というものも厳格ではないということである。沙井村では、他村の人間でも村に移ってくればすぐに本村人として扱われ、財産・係累も資格要件ではなく、近所への挨拶まわりや祭礼への参加も要求されない。村廟の管理や村政を担う香頭でさえ、新参者でも希望すれば簡単になれる。廟の祭りへの出欠に家柄や村での居住年数は一切関係なく、出席は個人の自由意思によるが、貧乏人は金を出すのを惜しんで祭礼には加わらない（旗田 1973）。

このように、凝集力の強いベトナム村落に対して、中国村落はまとまりがなく、きわめて流動性が高く、個人主義的・実力主義的な人間関係が支配的だった。そのため農村から都市への移動に社会的な障壁が少なく、先に豊かになれる人・地域から発展する「先富論」が受け入れられる文化的背景があった。これに対して強固なムラ社会が残るベトナム農村では、人口移動は容易に行われず、平等主義的な規範が残っていた。また 1989 年の価格の全面自由化のようなショック療法的な改革も安定的な農村社会が緩衝材となって衝撃を吸収したため、共産党体制が崩壊せずに済んだ。

2. 最近の農政動向—コメを中心に—

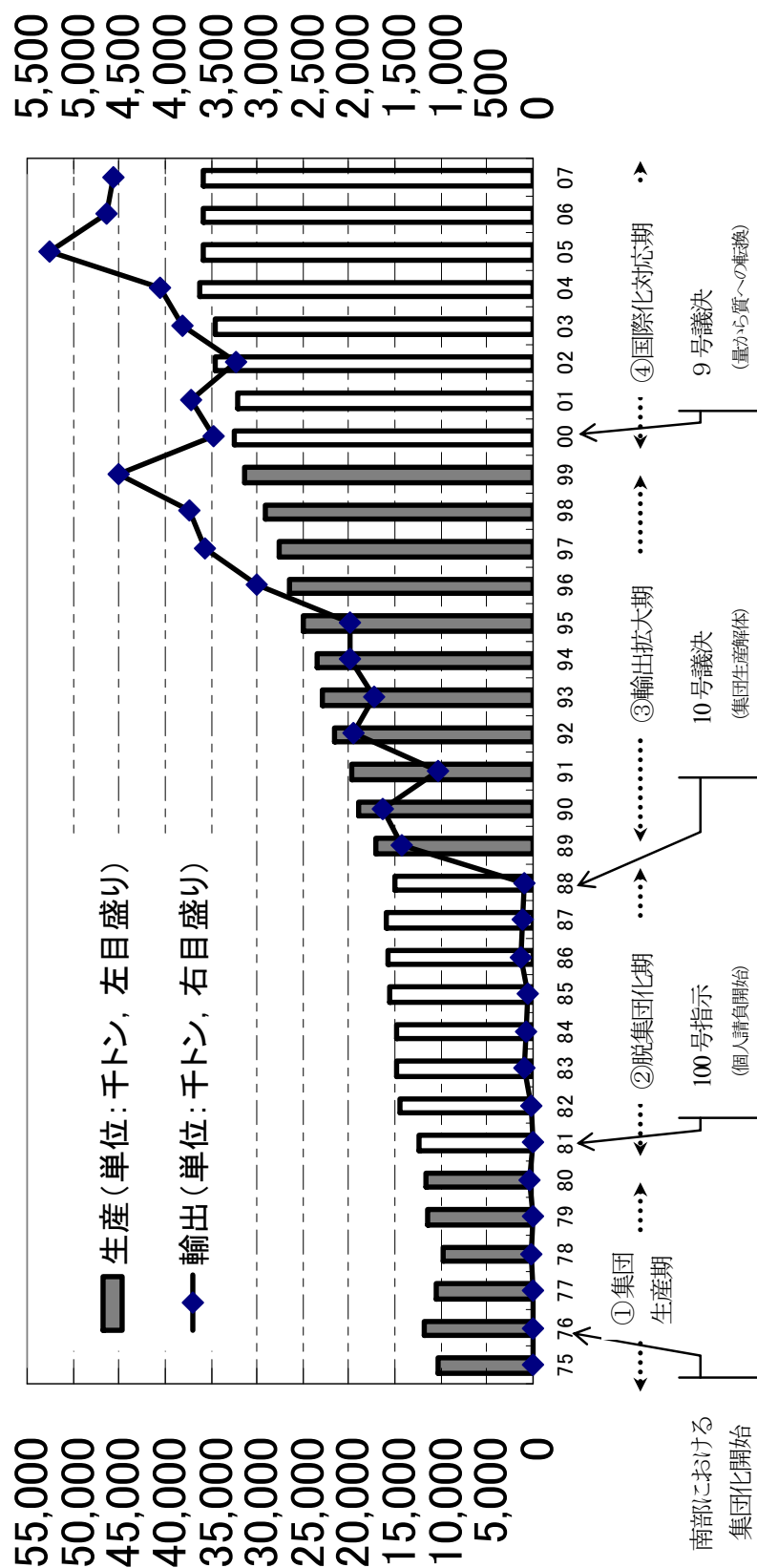
(1) 世界食料危機までのコメ政策の変遷

ベトナム戦争以降世界食料危機までの政策の変遷を、①集団生産期（1975～80年）、②脱集団化期（1981～88年）、③輸出拡大期（1989～99年）、④国際化対応期（2000～07年）の4つの時期に分けて、第6図にコメの生産と輸出をグラフ化した。以下、特に重要な政策を説明する。

①②の時期はすでに「1（1）市場移行の過程」で解説したが、特に現在のコメ生産にかかわる重要な政策は、各農家世帯を生産単位とした1981年共産党中央書記局第100号指示と、実質的に集団農業生産体制を実質的に解体した1988年の共産党政治局第10号議決である。第6図にみるように10号議決の翌年（1989年）から持続的なコメ生産増をもたらし、またこの年から実質的に輸出が始まった。

③の時期には輸出管理の改革が行われた。ドイモイ以前のベトナムでは、すべての輸出入活動は輸出入貿易国营会社によって行われ、また輸出品を生産する会社もそれぞれの担当官庁（例えばコメは農業省）によって管理されてきた。また何をどれだけ生産・輸出するかは国家計画委員会の指令によって決定されていた（トラン（1996））。ドイモイ政策に沿ってこのような国家管理体制から関税による市場経済管理への転換が図られ、コメに関しては主食であり重要な輸出品という点を勘案して輸出割当制度を維持しつつ、この時期から徐々に規制緩和が図られた。まず輸出取扱業が許可制から届出制へ移行した。さらに1998年7月31日付け第57号政府議定（CPVN（1998））によって民間企業および外資系企業へも輸出割当が行われるようになった。

④の時期で最も重要な政策は、2000年第9号政府議決である。③の時期までベトナムでは、主食であるコメはひたすら量的拡大が求められ、劣等地へも生産拡大が進められた。そのため、肥沃なデルタ地帯では6 t/ha以上の生産をあげる一方、山間地や土地条件の悪いところでは2 t/ha程度のところもある。上記③の時期におけるコメ輸出拡大も、もっぱら価格の優位性（安価）によるものであり、ベトナム米の品質は国際的にも評価が低いものであった。こういった問題を解決するため、ベトナム政府は2000年6月15日に第9号政府議決を公布し、それまでの市場経済化による量的拡大という農業政策を海外市場への販売を前提にした農林水産物の高品質化へと転換をめざした。さらに2005年6月20日付け第150号政府首相決定（CPVN（2005））によってこの路線が補強された（第4表参照）。コメに関しては、生産性の低い水田の転用を促す反面、輸出用米の主産地であるメコンデルタにおいては灌漑整備事業への投資を増加させることとしている。



第6図 ベトナム戦争以降のコメの生産と輸出

資料：1999年まではTCTK（2000），2000年移行はTCTK（2005）（2008）。

第 4 表 2000 年代のベトナムの農業発展戦略

	政策の柱	コメ政策
政府議決第 9 号 (2000 年 6 月)	①農業生産における新技術の導入 ②生産と加工・販売との効果的結合 ③農村内インフラへの投資促進と農業保険の充実 ④外国市場の情報収集とマーケティング能力開発 ⑤商業的農産品販売に備えた行政の効率化	灌漑設備の整備された水田を 400 万 ha 維持するとともに、生産性の低い水田は他のもっと適当な作物や養殖に転換する。
首相決定第 150 号 (2005 年 6 月)	①農地の集積による経営基盤の強化 ②AFTA (アセアン自由貿易地域)・WTO 加盟交渉のための国際的合意事項の遵守 ③品目ごとの生産適地を特定して生産集中を図る	特にメコンデルタにおける灌漑整備事業への投資を増加して輸出米を増産させる。

資料：CPVN (2000) (2005)。

(2) 世界食料危機までのコメ生産・輸出の概況

1) 生産の概要

ベトナムにとってコメは、およそ 8 割の農家が携わり (Nguyen Ngoc Que (2009)) 国民の消費カロリーのおよそ 3 分の 2 を占める最も重要な作物である。コメの生産のほとんどは、北部の紅河デルタ (2007 年の生産量の 17.6%) と南部のメコンデルタ (52.0%) で行われている (TCTK (2008))。この両デルタ以外のベトナムの各地域 (第 1 図参照) では、コメは常にギリギリ自給できるかもしくは不足の状態にある (Nguyen Ngoc Que (2009))。北部ではおおむね 2 期作、南部では 3 期作でコメが栽培されている。

紅河デルタが古くから人口稠密地域で独立後も共産政権下で平等に土地が分配されたのに対して、メコンデルタはフランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓され独立後も土地改革が徹底されなかった。そのため、紅河デルタは経営規模が小さいが比較的均等であるのに対して、メコンデルタでは経営規模の平均は大きい土地所有の不平等化が進んでいるという違いが見られる。このため一作期あたりの水稻耕作に投入される労働力も紅河デルタでは 200 人日/ha、メコンデルタは 85~100 人日/ha (Nguyen Ngoc Que (2009)) という大きな違いがみられる。

第 5 表は稲作農家が自らの生産したコメをどのような用途に使用しているかの内訳 (2004 年現在) である。最大の稲作地帯であり輸出米の主産地であるメコンデルタでは生産の 7 割が販売されるのに対して、紅河デルタでは生産の約半分が農家自身の食用に使用され販売はわずか 2 割強である。また紅河デルタの農家世帯の 95% が水稻耕作を行っているという事実 (Nguyen Ngoc Que (2009)) から、紅河デルタの農家にとって稲作とは昔ながらに自らの食を確保するために行うものであるということがわかる。さらに第 5 表では紅河デルタにおける備蓄・家畜飼料・減耗がメコンデルタの何倍もの割合を占めている。

このことは、低技術水準下で収穫後の消失が大きく、零細経営による不安定性のため将来への保険として備蓄と畜産の兼業を行っているという紅河デルタ農民の姿を示している。

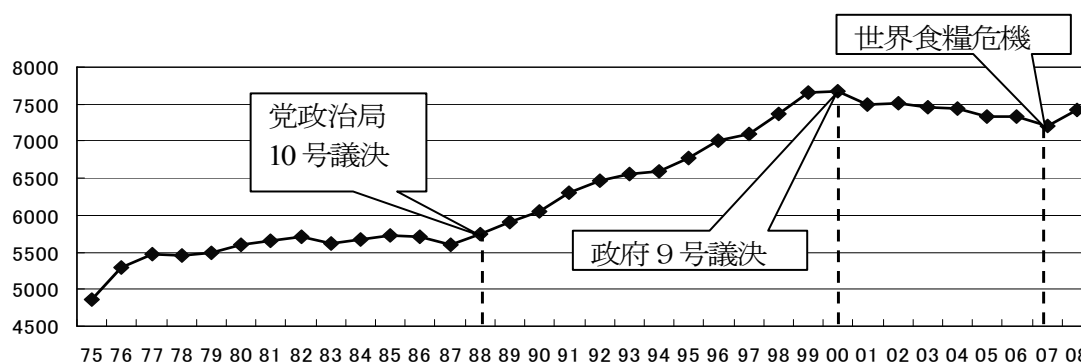
第5表 2004年における稲作農家のコメ用途の内訳（％）

	紅河デルタ	メコンデルタ	全国平均
農家の食用	49.30	16.40	41.50
販売	23.00	70.00	34.00
備蓄	12.30	4.80	12.60
種まき	0.94	3.69	2.16
家畜飼料	11.30	2.90	7.40
他世帯への貸し出し	2.72	1.97	2.00
減耗	0.40	0.10	0.20

資料：TTPNN（2008）。

2） 2000年以降の作付面積の減少

第7図はベトナム戦争以降のコメの作付面積をグラフ化したものである。図が示すように集団生産体制を解体した共産党政治局10号決議が發布された1988年以降は年々面積が増加し続け、国際市場を前提とした質的向上を図って生産性の低い水田の転用を容認した政府9号議決が出された2000年以降には面積が年々減少し続けている。作付面積ではこのように2000年以降は減少しているが、生産量自体は2007年は2000年の10.3%増となっている（TCTK（2008））。なお後述するように2007年末から米価が急騰したことに対応して2008年になって作付面積が回復することになった。



第7図：ベトナム戦争以降のコメの作付面積（単位：千 ha）

資料：TCTK（2000）（2009）。

3) コメの国内流通

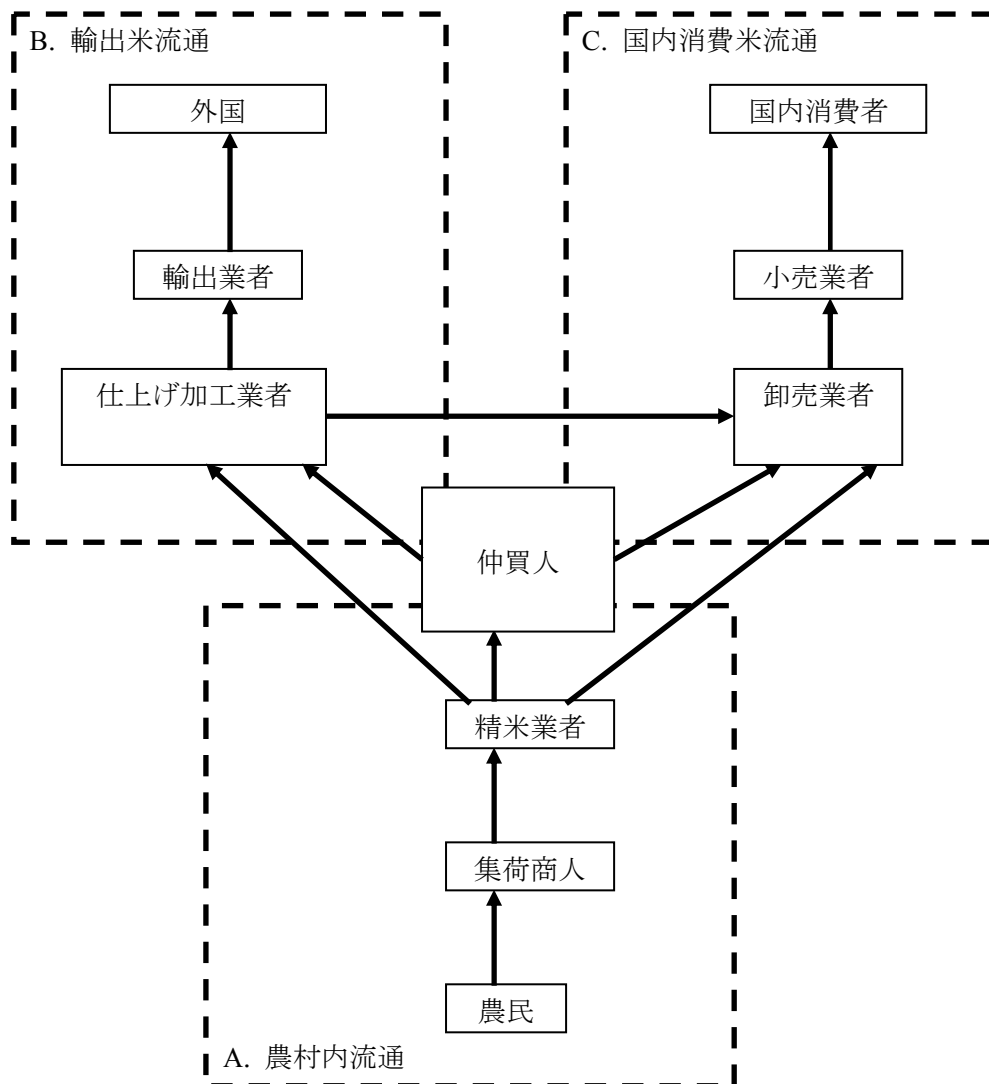
第8図は、ベトナム国内のコメ流通について既存資料（小沢（2004）、坂田（2003））をもとにできるだけ単純化して図示したものである。

図中 A はコメ生産農家から始まる農村内におけるコメの流通である。前掲第5表でみたようにベトナムの農家の生産するコメのうち販売に回るのは全国平均で3分の1程度（红河デルタではわずかに2割強）に過ぎない。多くの農家は自家消費（家族の食事、家畜の餌、等）にコメを栽培し、余剰米が粃の形で販売され市場に流通する。農家から粃を買い付ける集荷商人も多くは農村内に居住する個人経営者（兼業農家である場合が多い）であり、その買い付けの範囲も1～2社（行政村）と非常に狭い。その集荷業者から粃を買う精米業者の多くは精米施設の技術水準が低く、玄米加工までしか行われぬ。また厳密な品質ごとの分別ができないため、この段階では国内消費と輸出用の区別はしていない。A 段階におけるアクターはいずれも零細な個人経営であり、その取引は相対によるものである。独占的なアクターが存在しないという点では市場原理が働いているが、相互の流通マージンが低く機械化や在庫調整によるリスクへの対処もできない。

B は輸出米の流通経路である。産地の主要集荷拠点に位置する仕上げ加工業者は、農村内の精米業者から半加工米（玄米）を買い付け、白米への仕上げ加工や袋詰めを行う。その仕上げ加工後に碎米の分別を行う。このコメの品質による分類によって初めて各市場（国内消費・商業輸出・援助米）へ価格をつけて販売される。そのため輸出用に高品質なコメを求めて生産者を選別するという行動をおこしにくい。

C は国内で消費されるコメ流通である。卸売業者が仕上げ加工業者から加工米を仕入れ（彼ら自身が加工精米技術を持つ場合もある）、都市の小売業へ販売する。C 段階における流通は政府における価格統制もなく市場原理によって行われている。

以上ベトナム国内のコメ流通の特徴を要約すると、生産から消費（輸出）まで多くの流通経路が存在し、その度に流通マージンが発生するという問題を生じている。特に精米加工が半加工（粃を玄米に）と仕上げ加工（玄米を白米に）に分断されているのが問題である。そのことが精米技術への投資を妨げる要因となっている。そのため流通過程で13%ものコメが失われているといわれている（Nguyen Ngoc Que（2009））。



第8図 ベトナムにおけるコメ流通

資料：小沢（2004），坂田（2003）より筆者が作成．

4) コメ輸出の仕組み

前述したようにベトナムのコメ輸出制度は 90 年代から輸出割当制度を維持しつつ徐々に規制緩和が図られた。そして 2001 年 4 月 4 日付け第 46 号首相決定（CPVN（2001））によって輸出割当そのものが廃止され、輸出業者も認可制から登録制へと移行することになった。しかし同決定は政府間契約の輸出米については、商業省（現商工省）が輸出を行う企業を指定すると同時に契約の一部の量（輸出の権利）を各地方省に割り当て、各省は省内企業に輸出量を割り当てることを規定している。政府間契約の輸出米に占める割合の大ききから、実質的には 2001 年以降も実質的には輸出割当制度と同様の政府による規制が続くことになった。

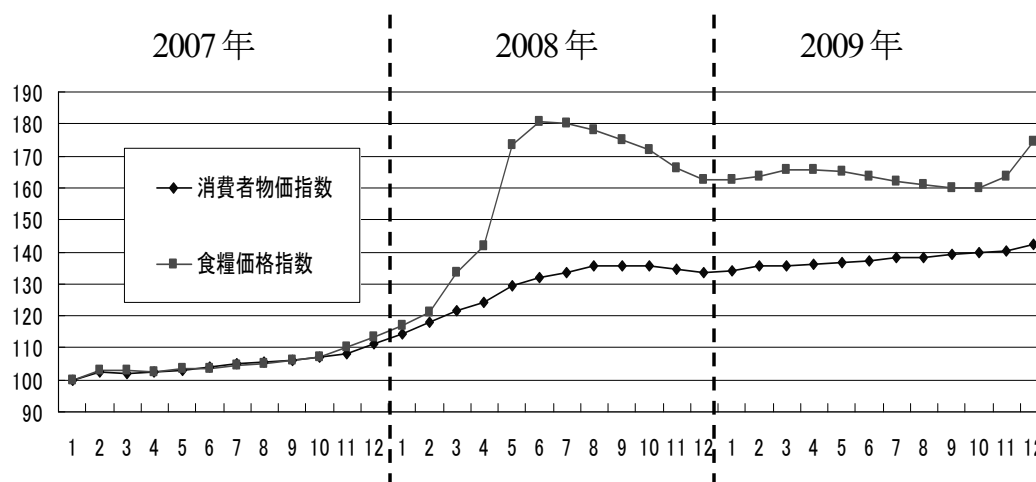
また毎年年初頭に商務省（現商工省）、農業農村開発省、そしてコメ輸出業者の業界団体であるベトナム食糧協会の三者が協議してコメ需給計画の原案を政府に提出し、首相が最終的に年間コメ需給計画を発表する。そして作期ごとに需給の見直しを行う。原則としては輸出は自由化しているが、いざというときには政府の権限で輸出に規制をかけることがある（伊東（2007））。実際、2008 年にも輸出規制が行われ、それが世界的なコメ価格高騰の引き金になった。

ベトナム食糧協会は 1989 年に食糧貿易を行う業者が相互扶助を目的として自主的に設立したことになる団体である。協会に参加している業者のほとんどは南北食糧総公司⁽²²⁾およびその傘下の国有企業であり、協会の定款には外資や合弁企業は議決権のない准会員にしかねないことが定められている。コメ輸出を行う業者は一件ごとに食糧協会に届け出をして、協会からの承認書がなければ税関を通せないことになっている。協会の承認はほぼフリーパスとはいえ、輸出企業への監視は常時行える体制となっている（伊東（2007））。

なお米価高騰への対策として 2008 年にはコメの輸出規制を行った（後述 2（3）2）2008 年に取られた輸出規制措置」参照）が、2009 年初頭の作況が良好であったことから、2009 年 6 月 4 日に政府は 2009 年内にはもう輸出規制を行わないことを決定した（CCPDTV(2010)）。さらに 6 月 15 日付政府通達 176 号（CPVN(2009c)）によって、政府間契約の輸出米の各地方省への割当も廃止することを決定した。つまりどの地方のどの企業がどれだけ輸出してもかまわないということであり、輸出に関する政府規制は大幅に緩和されるに至った。

しかし、輸出業務における国有企業の寡占状況と国内流通における非効率性は依然として残り、ベトナムでは高級米の生産・輸出の効率化を促す市場原理が働きにくい構造になっている。

(3) 世界食料危機とその対応



第9図 2007～09年におけるベトナム国内の物価上昇

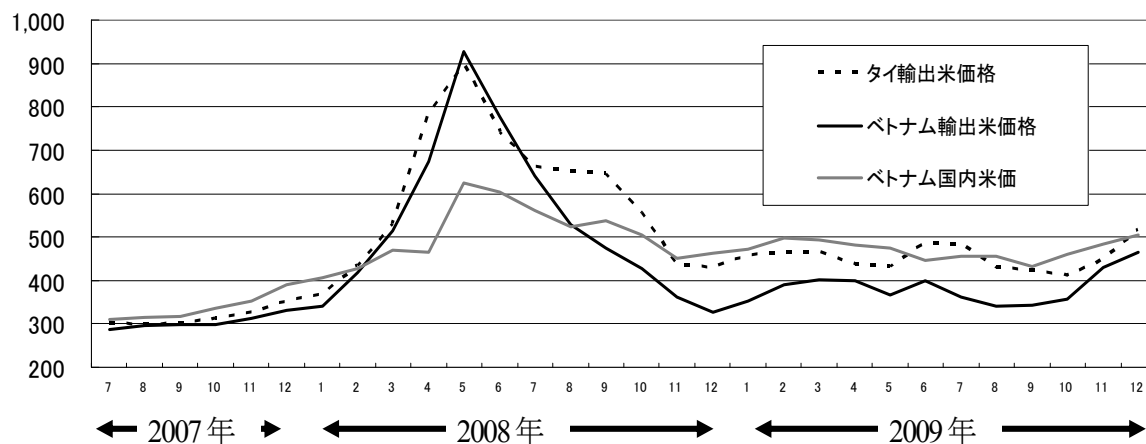
資料：ベトナム統計総局ウェブサイト。

注. 2007年1月を基準（100）とする指数。

1) 国内物価の高騰

第9図は、2007～09年におけるベトナム国内の消費者物価指数と食糧価格指数の上昇を、2007年1月を100として示したグラフである。なおこの「食糧」とはコメ・トウモロコシ・イモ類等のデンプン質を豊富に含む主食物を表すベトナム語 ”luong thuc” の訳であり、食料品全体ではない。2007年10月頃から消費者物価指数も食糧価格指数も上昇し始めているが、特に食糧が2008年4～6月に急騰している。6月以降は食糧価格も下落傾向にあるが、下落幅はわずかであり、2009年12月の消費者物価指数および食糧価格指数は2007年1月から42%増・75%増と高値を維持している。

食糧価格が高騰に至った最大の理由は、コメが重要な輸出産品であるために国際価格と国内米価とが密接にリンクしていることである。第10図は国際価格（タイ輸出米価格）とベトナムの輸出米価格・国内米価の2007後半～09年における変動をグラフ化したものである。新輸出契約の停止が発表される2008年3月までの間は3者がともに上昇傾向にあり、強い相関関係にあることがわかる。コメは国民の圧倒的な主食であるために、コメ価格の急騰により食糧価格全体も急騰した。



第10図 2007～09年におけるタイ輸出米価格
・ベトナム輸出米価格・ベトナム国内米価

資料：価格はCCPDTV（2010）、TTPNN（2009）より。

注．輸出米価格は両国とも25％碎米価格．ベトナム国内米価は、メコンデルタのコメ生産地カントー市（第1図の57）における通常米（Gia te thuong）価格．単位はいずれも米ドル/t．

2） 2008年に取られた輸出規制措置

米価高騰に対処するため、2008年3月25日には第78号政府通達（CPVN（2008a））によって6月末までの間は新たにコメ輸出の契約（政府間契約だけでなくすべての契約が対象）は行わない（すでに契約済みのものは履行）ことを決定した。

この輸出規制の国内物価への影響をみると、輸出米価格が3月の513米ドル/tから5月には928米ドル/tとわずか2ヶ月で81％増になったのに対し、同時期の国内米価は470米ドル/tから625米ドル/tと33％増に抑えられた（前掲第10図参照）。6月以降は国内の食糧価格も下落し、国内物価全体の上昇も抑えられた（前掲第9図参照）。反面、ベトナムの輸出米価格の急上昇はコメの国際指標価格となっているタイ米の上昇につながった（前掲第10図参照）。

なお結局2008年のコメ輸出量は483万t（対前年度比6.0％増）・輸出金額は29.1億米ドル（対前年度比95.3％増）となった（CCPDTV（2010））。この数字（輸出量微増で金額倍増）だけから見ればベトナムのコメ輸出規制は米価吊り上げのためではないかとの疑念を国際社会に抱かせ得るものであるが、上述の通りベトナムはこのとき深刻な国内物価高騰に見舞われており、その対策に追われていた。その後さらに7月21日公布の第104号政府首相決定（CPVN（2008c））によってコメに対して臨時の輸出税が課せられた

3) 2008 年に取られた農地規制策

「2 (2) 2) 2000 年以降の作付面積の減少」で前述した水田の急速な喪失も人々に国内需給逼迫の不安をあおり食糧価格の高騰の一因となったことから、2008 年には農地規制策が新たに取られた。4 月 18 日に第 391 号首相決定 (CPVN (2008b)) が公布され、水田専作地の転用の原則禁止の方針を打ち出された。同決定では、やむを得ない事情で水田転用を行う場合には、各地方省・中央直轄市が必要な転用面積を最小限にする土地計画を策定して事前に中央政府の認可を得ることが義務づけられた。上記の手続きを経た計画以外での水田転用が発覚した場合には、その土地を収用することも明記された。

(4) 世界食料危機後の新政策

世界食料危機の混乱を踏まえて農業問題が 2008 年 7 月に開催された第 10 期ベトナム共産党中央執行委員会第 7 回総会において議論され、2010 年および 2020 年までの農業政策の目標を示した「農業・農民・農村に関する中央執行委員会第 26 号議決」(DCSVN (2008)) が 8 月 5 日に公布された。この 26 号議決で打ち出された新政策のうち特に重要なものとして、新農村建設事業と国家食糧安全保障政策を以下に取り上げる。

1) 新農村建設事業

新農村建設事業とは、インフラ・経済改善・教育・環境などの認定基準を満たす社（行政村）を「新農村」と認定・顕彰し、その普及をはかる最近の政策である。具体的には、2009 年 4 月 16 日付け政府首相決定 491 号 (CPVN 2009b) で認定基準が定められ、2010 年 6 月 4 日付け政府首相決定 800 号 (CPVN 2010a) では、2015 年までに 20% の社（行政村）が、2020 年までに 50% の社が新農村の基準に達することを目標としている。新農村建設事業に関しては、1970 年代日本の農村基盤整備パイロット事業に類似しているとの指摘（新美 2012）や、「新農村」という名称も内容も中国の政策を参考にしたものであるとの指摘（坂田 2012）もある。確かに中国において「社会主義新農村建設」が打ち出されたのは 2006 年とベトナムより早く、農村におけるインフラ・経済改善・教育などの向上を図るという点（陳 2008）で共通点も多く、ベトナムが参考にした可能性はある。しかし中国にはないベトナムの新農村建設事業の独自性として筆者は、首相決定 491 号に規定された基準の一つに、管内の旧村（集落）の 70% 以上が「文化村」であることを指摘したい。

「文化村」はもともと 1960～70 年代においては特色ある伝統文化をもつ村にだけ与えられた名称であったが、1980 年代に入ると新しい文化施設などの数量の指標に達した農村の称号となった。それが 1990 年代に入ってから、かつてのムラの郷約にあたる「規約」を建設する「文化村」運動が展開されるようになった。さらに 1993 年 1 月に開催されたベトナム共産党第 7 期 4 中総において「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」が出され、「祭りの組織」「家族・住民共同体の確立」などの共同体的生活の再建が「文化村」建設キャンペーンを通して行われるようになった（今井 2002）。「文化村」に関する実地調

査は、これまで文化人類学者によっていくつか行われている。ハティン省（第1図の28）で調査した加藤敦典は文化村認定制度を「ムラの名譽を担保にとって、住民を動員・統制する制度」（加藤 2009）にとらえた。またビントゥアン省（第1図の48）の少数民族チャム族地区で調査した吉本康子は、共産党・政府にとって望ましい文化（愛国心を涵養するものや、民族文化として保存することによって観光につかえるもの）と望ましくない文化（不衛生な習慣や、「迷信異端」とみなされるもの）を選別するためのもの（吉本 2011）にとらえた。彼らの観点は主に国家と国民の関係によって、国家（共産党・政府）が国民を統制する道具として「文化」概念を利用しているというものである。これらの研究は、現代ベトナムにおける「文化」の理解から肯定できるが、筆者はそれに加えて文化村認定制度の大きな特徴を指摘しておきたい。

「文化村」の最新の認定基準として文化・スポーツ・観光省の2011年10月10日付け通達12号（BVHTTDL 2011）があり、そこでの基準を第6表にまとめた。その中で大項目の「5. コミュニティでの相互扶助」、さらに小項目の「2-1. 文化省の基準に沿った村の集会所、運動場があること」「2-2. 40%以上の人口が、コミュニティの文化・スポーツ事業に参加していること」「2-3. 70%以上の世帯が冠婚葬祭に関する規定に忠実であること」「4-2. コミュニティにおける紛争解決が機能していること」など、コミュニティの団結を重視し奨励する基準が多く存在するのが大きな特徴である。関連する政策として、1998年の「社における民主実現制度規定」が存在する。加藤敦典は、この「民主」概念を「地域住民による自己統御」を意味していると解説し、ベトナム国内での議論では村落共同体の自主管理能力の回復と強化の必要性が強調されていることを紹介している。その上でこの規定は、ベトナム政府が従来国家丸抱えで行ってきた農村開発の管理と運営の一部を住民の自主管理と自助努力にゆだねる体制を作り上げることをめざしたものだとは指摘している（加藤 2004）。

なお中国においても1987年の「農村の基層政權建設工作の強化にかんする通知」などによって、国家の手を煩わせることなく自前で末端の公共的事業と秩序の維持を肩代わりする「行政村」の枠組みを強化しようとする方向にはある。しかし、これは田原史起が指摘するように「中国史上普遍的には見出すことのできなかった「村民」という新しいカテゴリーの創造」にむけての国家的な試み（田原 2000）であり、伝統村落の自主管理能力の回復をはかるベトナムとは大いに事情が異なる。

前節において、ベトナムの伝統的なムラ社会構造が農村の安定をもたらし、市場移行において重要な役割を果たしていることを指摘した。新農村や文化村など最新の政策においても、ベトナム政府はこの伝統的なムラ社会を農業農村開発に活用しようとしている。

第6表：「文化村」の認定基準（2011年）

大項目	小項目
1. 経済の安定、 着実な発展	1-1. 所在する省平均より貧困世帯比率が低いこと 1-2. 粗末な家屋が少ないこと 1-3. 科学的で効果的な活動が行われていること 1-4. 就業労働者比率，一人あたり年間収入が平均以上あること 1-5. 80%以上の世帯が新農村建設運動，コミュニティにおける経済社会基盤建設に参加していること
2. 精神的に充足 した文化的な生 活	<u>2-1. 文化省の基準に沿った村の集会所，運動場があること</u> <u>2-2. 40%以上の人口が，コミュニティの文化・スポーツ事業に参加していること</u> <u>2-3. 70%以上の世帯が冠婚葬祭に関する規定に忠実であること</u> 2-4. コミュニティの中で社会悪に染まった人間がいないこと。 2-5. 70%以上の世帯が「文化家族」に認定され，うち 50%以上の世帯が3年以上公認されていること。 2-6. 子供の就学率が 100%であること。 2-7. 伝染病を広めないこと，食品中毒をおこさないこと，栄養失調の子供の率を下げていること，子供が予防接種を，妊娠女性が定期検査を受けられること。 2-8. 家族計画が実行されていること 2-9. 歴史文化遺産・旧所名跡の保護，地域における伝統的な文化生活・民間スポーツの維持。
3. 景観・環境が 美しいこと	3-1. ゴミの集中処理施設が基準に達していること。 3-2. 生活用水・シャワー室・便所の衛生環境が基準に達している世帯の割合が平均以上あること。 3-3. 家屋，公共建築物，墓地が基準に沿って建設されていること。 3-4. 住民の衛生観念を啓発する運動が実施されていること。
4. 党の方針およ び政府の政策・法 律に忠実である こと	4-1. 90%以上の世帯に対して党の方針および政府（中央および地方）の政策・法律に周知されていること。 <u>4-2. コミュニティにおける紛争解決が機能していること。</u> 4-3. 社会の安定秩序が維持され，法律に違反する住民がいないこと。 4-4. 住民が共産党支部や地方行政に参加することによって，その活動を監査する権利を有すること。
<u>5. コミュニティ での相互扶助</u>	5-1. 相互扶助に関する国家の政策が実現されていること。 5-2. 天災被災者・困窮家族・独居老人・孤児・障害者・枯れ葉剤被害者などの不幸な人たちに対する人道援助の活動が行われていること。

出典：文化・スポーツ・観光省 2011 年 10 月 10 日付け通達 12 号（BVHTTDL 2011）。

2) 国家食糧安全保障政策

2008 年のベトナム共産党中央執行委員会第 26 号議決を受けて、政府の今後の食糧政策の方針として翌 09 年 12 月 23 日に「国家食糧安全保障に関する政府議決 63 号」(CPVN(2009e)) が公布された。これは、ドイモイ以降の農業の市場経済化・近代化の方針を引き継ぐ一方で、国家食糧安全保障を農業政策の最優先課題にし水田面積維持の方針を明確にした。前述のように 2000 年の政府議決第 9 号が水田面積減少をもたらした国内食糧価格の高騰の一因となったことから、2009 年 63 号議決は 2000 年 9 号議決からの事実上の方針転換を促したものである。さらにそれを執行するために政府議定 109 号 (CPVN(2010b)) が 2010 年 11 月 4 日に公布 (施行は 2011 年 1 月 1 日) された。この二つの政府文書から、新しく導入された政策を以下に紹介する。

(i) 国内備蓄の強化

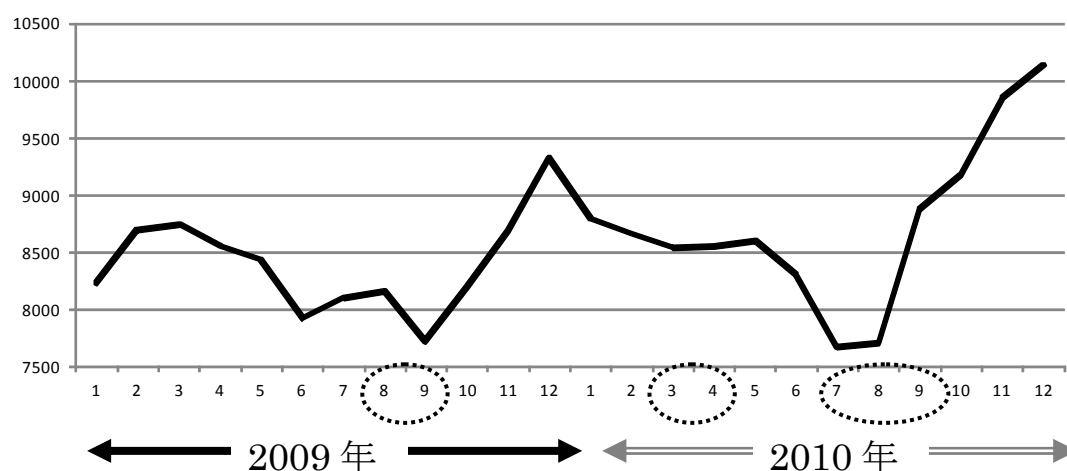
「2 (2) 3」コメの国内流通」で前述したように、ベトナム国内のコメ流通・加工業者の多くが零細で設備が整っておらず貯蔵施設も未整備のため、ベトナムはコメの大生産・輸出国にも係わらず国際的な価格変動が国内の需給逼迫に直結するという問題を抱えている。

そのため国内備蓄を潤沢にして国際米価の変動による国内物価へのショックを和らげることを意図して、63 号議決では容量 400 万トンの貯蔵施設 (当時の国内総在庫の約 2 倍の容量) の建設を 2012 年までに完成させるプロジェクトを早急に実施するよう政府に求めている。

(ii) 零細業者の淘汰

さらに 109 号議定では、政府が要求する基準を満たす事業者のみがコメ輸出業者として許可されることになった。具体的な基準は、5,000 トン以上のコメの収容能力がある倉庫と 1 時間当たり 10 トン以上の処理能力がある精米所を所有していることである。認可を求める業者について各地方省の商工局が検査を行い、条件に適合すると判断されたら商工省が 5 年間有効の認可証を交付することになっている。認可された輸出業者はさらに過去 6 カ月間の輸出量の 10% のコメを貯蔵し続けることも義務づけられている。その上、業者はコメの買い付けごとに品質と種類ごとの価格を地方省の人民委員会に知らせる義務がある。地方省人民委員会は担当地区の農民が不当に業者から買ったたかれないように、その価格情報を公開することになっている。さらに業者は四半期ごとに輸出量と備蓄量を報告する義務がある。

なお同議定に基づきコメ輸出を希望する業者は上記の条件を整えて 2012 年 10 月 1 日までに政府の認可を受ける必要があった。その結果、2013 年には小規模業者の破産が相次いだ。さらに 2013 年 8 月には、過去 2 年間に 1 万 t/年の輸出が達成できないと認可取り消しになる規則が追加された (CCPDTV(2014))。



第 11 図 2009～10 年のベトナム国内米価（ベトナムドン/kg）

資料：価格は CCPDTV (2010) (2011) より。

注。カントー市における小売価格。丸で囲った月が臨時備蓄用米として最低価格以上での買い取りが指示された月。

(iii) 価格支持策の導入

2009 年 3 月 9 日に首相府において第 78 号通達（CPVN(2009a)）が公布された。同通達で出された方針は稲作生産費の少なくとも 30%に当たるものが生産者の利益となるように南北食糧総会社は買い取り価格を設定し、関係機関・銀行はそれを支援するために総会社への優遇策を取るというものである。これはドイモイ以降市場の変動にさらされてきた稲作農家にとっては、画期的な価格支持策の導入であった。稲作生産費の 30%相当を生産者の利益とする方針は、同年 12 月 23 日の政府議決 63 号にも盛り込まれた。

第 11 図は、2009～10 年のベトナム国内米価の傾向を知るために、メコンデルタの中心都市であるカントー市（第 1 図の 57）における通常米（Gao te thuong）の小売価格を月別にグラフ化したものである。図に見るように、2009 年 6 月に価格が落ち込んだことから、政府は夏秋作の収穫から上記の買い取り価格の設定を導入した。具体的には夏秋作の収穫が始まる時期に入った 8 月 10 日に、ベトナム食糧協会を通じて会員業者に対し臨時備蓄用米として最低価格 3,800 ドン/kg（湿度 17%の乾燥粳米）以上で輸出米の主産地であるメコンデルタの農民から買い取るように指示を出した。この時の買い取り目標量 40 万トンが達成された後、さらに第 2 段として 9 月 9 日にさらに同条件で 50 万トンの買い取り策が出された。政府としてこの方針をさらに支援するため、9 月 22 日付首相決定 1518 号（CPVN(2009d)）により、メコンデルタを管轄する南部食糧総会社傘下の業者が夏秋米の購入のために銀行から融資を受けた場合は全額政府が利息を負担することを決定した。

2010 年以降においても同様に臨時備蓄用米の買い取り指示が出され、融資に際しての利息補充も同様にとられた。

さらに 109 号議定によって、2011 年からは新たに国内の下限価格（基準買い取り価格）と上限価格（放出価格）、さらに輸出最低価格を設けたシステムへと整備された。基準買い取り価格の計算方法は以下の通りである。各期初に財務省が稲作生産費の計算方法を公表する。それに応じて各地方省がその地域の平均的な稲作生産費を計算する。各地方省から上がってきた数値を元に財務省が稲作生産費の 30%を生産者の利益となるように計算して基準買い取り価格を決定する。収穫期になって市場価格が基準買い取り価格より下になるようであれば、政府（農業農村開発省・財務省・商工省・国家銀行・食糧協会）はコメの販売価格が下がらないような策を講じることになっている。しかし、109 号議定では具体的にどのような策を講じるかは明記していない。2009～10 年の買い取り指示がうまくいかなかったことから、将来的に別の方法（買い取りに対する政府の財政補助など）も採れる余地を残したのであろう。さらに財務省は各期に国内外の市場等を勘案して最低輸出価格を定めることになっている。また買い取りの上限価格（放出価格）も各期に設定し、国内市場価格が放出価格を上回ったら業者に備蓄米を国内市場に放出させる規定も設けた。

ベトナム政府が新政策を導入した最大の動機は都市住民もふくめた国民全体の生活を守るためであり、農民への利益誘導とまではいえない。63 号議決で保証されている稲作生産費の 30%という数字の意味を考えてみるために、アンザン省（第 1 図の 53）の冬春作（雨季作）の利益率を計算してみると、2006 年は 54%、2007 年は 46%、2008 年は 39%と減少している（TTPNN(2008) (2009)）。確かに 2007 年末以降米価は急騰したが、それ以上に肥料などの生産資材の価格高騰のため取り分が減少して農家の不満がたまっていたのであろう。これをみれば、30%の保障は所得移転というほどの水準ではなく、タイにおける導入当初の担保融資制度と同様、季節変動による買いたたきを防ぐための最低価格保障というに過ぎない。

（５） 最近のコメ動向

１） 最近のコメ輸出動向

2008 年の世界食料危機以降ベトナムのコメ輸出は拡大を続け、2012 年は過去最高の輸出量（772 万 t）を達成し、長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。しかしこれはもっぱらタイがコメの担保融資制度によって米価を高騰させたことによるものであり、上記のようにベトナム自身が生産・輸出刺激的な新政策を導入したのではない。2013 年にタイの輸出米価が下がると、ベトナムのコメ輸出量は 680 万 t に減少した（資料はいずれも USDA）。

2012 から 13 年への輸出先の大きな変化は、フィリピン・インドネシアの激減（シェアがそれぞれ 14.74→5.92%、10.60→2.37%）し、代わって中国が増加（25.75→33.37%）したことである。しかも、中国への輸出には非公式なものが多くあると推測される。公式に

は 200 万 t 程度だが，さらに非公式で 140～150 万 t 程度あると推測されている。メコンデルタからのベトナム米の通常の輸出は国際貿易港であるサイゴン港（ホーチミン市）から大規模な船で搬送されている。しかし中国への非公式な輸出では，メコンデルタの生産地に近い港から，大量の小規模な船で北部のハイフォン港へ集約され，そのあと陸路で中国に搬送される。そのため，北部の重要な国際貿易港であるハイフォン港の渋滞を引き起こしている。またベトナムの事業者にとっても取引が不安定で，支払い遅延や突然のキャンセルのリスクにさらされている(CCPDTV(2014))。

しかもこれらの大量の輸出が非公式，すなわち表に出ない数字であるため，さらに深刻な問題を多く引き起こしていると考えられる。まず，輸出税や量規制といった政策の対象外であり，上記の新政策の効果を無にする。また情報が政府や業界団体に上がってこないため，今後の需給予測や政策作成にも支障をきたすであろう。

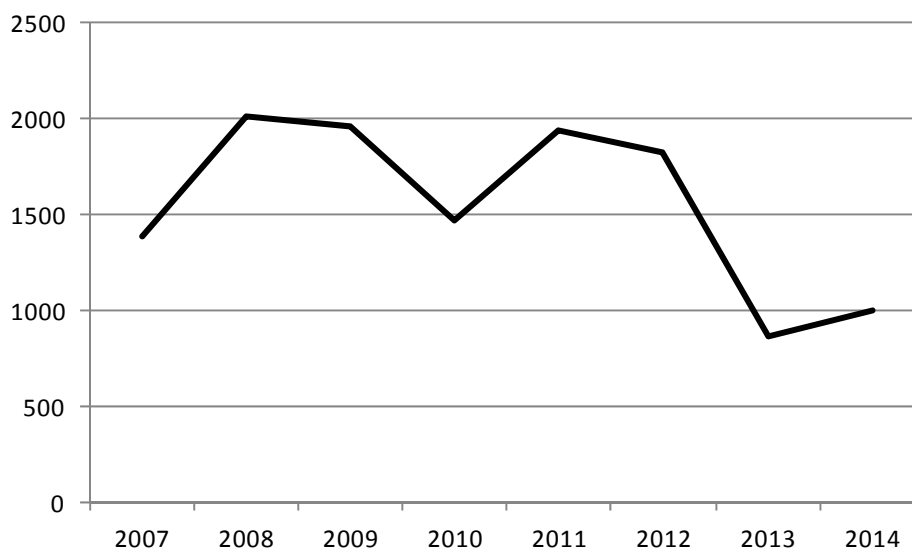
2) 新政策の評価

前述したように，ベトナム米は重要な輸出産品であるとともに国民の主食であるという大きなジレンマを抱えている。2008 年の高騰期にも，国内物価が高騰し，国民全体の生活を守るために輸出規制を行わざるを得なかった。こういった背景から，ベトナム政府がその後コメに関する新政策を導入した最大の動機は，国内物価の安定であろう。タイのように農民への利益誘導といえるか疑問である。

(i) 備蓄政策の効果

第 12 図は食料危機が起こる前の 2007 年からのベトナムのコメ在庫量をグラフ化したものである。2009 年の 63 号議決は容量 400 万トンの貯蔵施設の建設を 2012 年までに完成させるプロジェクトを早急に実施するよう政府に求めているにもかかわらず実際の在庫量はその目標に遠く及ばない。多くの在庫を抱えることは営利事業者にはリスクが大きく，ベトナム政府が本気でこの目標を達成しようとするれば，行政指導だけではなく財政支出を伴う政府の直接的な関与が必要であろう。

また上記の中国への非公式な輸出によって，南部の倉庫の多くが中国向けの大量のコメで使われており，表に出ない数値であるが故に，ますます政策の実行を困難にしている。



第 12 図 2007 年以降のベトナムのコメ在庫量（千 t）

資料：USDA ウェブサイト。

(ii) 零細業者淘汰政策の効果

この点に関しては前述のように 2013 年に業者の破産が相次いだことによって達成はされている。ベトナム政府がこのような乱暴な業者淘汰を 2011 年から導入した背景として、WTO 加盟交渉時に国有企業によってコメ輸出が独占されていることが既存加盟国から問題視され、コメの国家貿易を 2011 年までしか維持しないことを約束させられてしまったこともあるのではないかと考えられる。この約束に違反しない形で外資参入をできるだけ阻止するために、川上から川下までの流通ネットワークを持つ国有企業に有利な規定を設けたのであろう。

しかし零細業者淘汰はそれ自身が目的ではなく、流通の効率化と貯蔵施設の規模拡大が目的のはずである。国有企業中心の流通によって本当に流通の効率化が行われるかは疑問である。

(iii) 価格支持策の効果

ドイモイ政策による市場経済化の中で価格支持策導入は画期的だったが、実効性は疑問である。政府は業者に指定価格での買い入れを求めるが、政府による財政支出は業者が買い入れ費用のために銀行から借り入れた際の利息補助のみである。つまり業者によっては利息負担は免除されても、支持買い入れ価格以上で販売できなかった場合のリスクは自ら負担しなければならない。しかも販売価格にも上限が定められている。

このような市場メカニズムも業者のインセンティブも無視した政策は業者の不正を誘発する可能性がある。上記の中国への非公式な輸出も、この新政策が背景にあると思われる。つまり市場価格が低いときにそれより高く業者に買わせて市場が高騰したときにはより低

く業者に放出さえるように命令したととしても、実際に業者は闇で（市場価格で）仕入れて闇で販売するであろう。しかも公式の統計に出てこないために、今後の需給予測や政策作成にも支障をきたすことになる。

おわりに

ベトナムは村落自治の伝統に根ざした安定的な農村社会が緩衝材となって、統制経済体制からの市場移行をスムーズに行うことができた。2007～2008年の世界的な穀物価格の高騰による社会的混乱を受けて新たに打ち出された政策には、このような村落自治を強化することによって農村を安定させるものとともに、新たなコメ政策も含まれている。

新たなコメ政策の中にある価格支持策導入は画期的なものであったが、政府による財政負担は限定的で、市場メカニズムも業者のインセンティブも無視したものであったため、効果がないだけでなく多くの問題を引き起こしている。しかし新政策は、今後ベトナムがさらなる農業保護政策に乗り出す萌芽的なものである可能性もある。ベトナムの今後のコメ政策が世界のコメ市場にどう影響するか、引き続き注視する必要がある。

[注]

- (1) 本稿において「各地方省」という場合には、この中央直轄市も含める。なお2008年に首都ハノイ市の市域が拡大され、旧ハタイ省のほぼ全域とヴィンフック省・ホアビン省の一部を吸収し、面積で約3.6倍、人口は約1.9倍になった（寺本・坂田(2009)）。また地域区分では2008年度の統計年鑑からクアンニン省（第1図の17.）が紅河デルタに区分けされた。本稿において2007年までの紅河デルタの数値はクアンニン省を含まない。
- (2) 当時の中国は第1次国共合作時代であり、孫文はソ連の支援で中国革命運動の建て直しを図っていた。
- (3) 20世紀初頭ベトナム独立運動家の間でアジアで初めて近代化を成功させた日本への留学運動が起きた。これを東遊運動という。だが1909年にはフランス政府の要請を受けた日本政府が留学生全員を国外に追放し、運動は終焉を迎えた。追放された東遊運動の指導者ファン・ボイ・チャウはその後中国に渡り、1912年に広州でベトナム光復会を結成した。
- (4) その後1927年の蒋介石の反共クーデタによって国共合作は崩壊し、青年革命会の広州での活動も困難に陥り、同会も分裂した。ホー・チ・ミンは1930年2月に、青年革命会系およびその他の共産主義者団体を香港に糾合して、ベトナム共産党を組織した。同党は同年10月にインドシナ共産党と改称し、仏領インドシナ全域の革命を目指すコミンテルンの正式な支部となった。
- (5) 設立当初のベトナム民主共和国は、民族民主主義革命の遂行のために共産主義者以外のカトリック教徒や穏健なナショナリストも閣僚に取り込んだ。さらに1945年11月にはインドシナ共産党は偽装解散した。その後中国を始めとする社会主義国の国家承認をうけて冷戦構造に組み込まれていく過程で党を再び公然化する必要があり、同党は「ベトナム労働党」と改称した（白石1993）。

- (6) ホーチミン市における改革を主導したヴォー・ヴァン・キエットは、1991～97年の間首相を務め1986年から本格化したドイモイ政策（市場経済化政策）を一層推進した。
- (7) ネット（New Economic Policy）とは、ソ連で内戦による疲弊を回復させるための一時的な政策として1921年に施行された市場原理の部分的導入である。
- (8) 省と同格の中央直轄市は、省と同様にその下に県を持つ。
- (9) 独立運動期より書記長を務めていたチュオン・チンは土地改革の混乱の責任をとって1956年に辞任した。その後はレ・ズアンが第一書記（統一後は書記長）として党を指導したが、1980年代に入ってから体調が悪化し、チュオン・チンが書記長代行を務めた。
- (10) チュオン・チン自身はこの種の改革批判に対して、安い価格で配給するために国家は財政赤字になり通貨のインフレが続くと、むしろ以前の配給制度こそがインフレの原因だと反論している（古田2009）。
- (11) 1981年100号指示で生産物のうち実質的に農家の手元に残るのがわずか20%であったが、88年10号決議によって40%と倍増した（Nguyen Sinh Cuc 1995）。
- (12) ショック療法とは新古典派経済学に則った市場原理主義的な急激な体制移行戦略であり、一般には東独、ポーランド、ブルガリア、ルーマニア、チェコスロバキア、ロシア、モンゴルが導入を行った代表的な国であるとされる。これに対して徐々に市場経済化を進めた漸進主義を採用した代表的な国は中国である（中兼2010）。ベトナムは漸進主義に分類されることが多いが、世界銀行は本文でもふれたベトナムの制度改革（価格自由化や国有企業改革、金利引き上げ等）について中国よりも東欧諸国に近いと評価した（World Bank1996）。
- (13) 当大会に向けてベトナム農業農村開発省は省独自の10大プログラムを発表した。具体的には、①農業生産・農村工業開発プログラム、②農村インフラ開発プログラム、③住宅開発プログラム、④生産を補助するサービス体制の開発プログラム、⑤教育・医療・社会サービスの開発プログラム、⑥農村文化開発プログラム、⑦農村の社会構成開発プログラム、⑧雇用創出プログラム、⑨天然資源管理・環境保全・改善プログラム、⑩飢餓撲滅・貧困削減プログラム、である（竹内1997）。
- (14) 中国のWTO加盟条件については、(中国WTO加盟に関する日本交渉チーム2002)および(経済産業省監修2003)を参考にした。
- (15) ダンピング（dumping）とは国内価格よりも安い価格で国外へ販売する不正貿易のことであり、ダンピングにより輸入国の国内産業が損害を蒙っている場合は当該製品の価格を国内価格まで引き上げるためのダンピング防止税を課すことができることがGATT第6条によって認められ、ダンピング防止協定によってその計算方法の詳細が定められている。
- (16) ただし期間終了前でも市場経済国であることを特定の国に証明できれば、当該国はベトナムに対する非市場経済国としての待遇適用を停止することになっている。中国の場合は2004年にニュージーランドから、05年にはオーストラリアから市場経済国と認定されている。両国は上記の年からそれぞれ対中FTA交渉を始めており、市場経済国の「証明」は客観的な基準に基づくというよりは政治的な配慮によるものである。
- (17) 当時たばこ総会社は、たばこ製品のみならず原料の輸入禁止も政府に要請していた（石田2002）。
- (18) 砂糖は沿岸地域（北部沿岸地域および南部沿岸地域）や中部高原といった比較的貧困な地域で多く栽培されているという事情があり国内助成の中心であったが、WTO農業協定で許容される範囲内の助成ということで認められた。塩についてはWTO加盟交渉の席上で一部の加盟国（WTO文書には明記されていないがおそらくオーストラリアとニュージーランド）から塩は農産品ではないので他の非農産品と同様関税割当は導入しないように要

求されたが、ベトナムは塩は農民によって生産されているのでベトナムでは農産品と扱われており、また生産に従事している者の多くは沿岸部に住む貧しい農民であり塩から耕種農業への転換は難しいと主張して関税割当が認められた。

(19) 最恵国待遇が与えられていない国に適用される一般関税率は最恵国関税率の 1.5 倍と設定されている。なおベトナムと FTA 協定を結んでいる国には、最恵国関税率よりさらに低い関税率が適用されている。

(20) 中ソ論争における過渡期については、(江副 1979) を参照した。

(21) 「大豆油」「やし油」「なたね油」は 2006 年をもって関税割当を終了したので、ここでは省く。

(22) 食糧総会社は 1984 年に主に食糧輸入を行う国家食糧総会社として設立され、1995 年に北部食糧総会社と南部食糧総会社に再編された。南北食糧総会社は自ら貿易業務を行うとともに、地域の国営食糧会社を傘下に置くことにより、国内のコメ流通にも影響力を及ぼしている (坂田(2003))。

【引用・参考文献】

日本語文献

石田暁恵(2002)「ヴィエトナムにおける移行過程の社会政策」, 石田暁恵 (編)『2001 年党大会後のヴィエトナム・ラオスー新たな課題への挑戦ー』, アジア経済研究所

伊東正一(2007)「ベトナムのコメ経済及びコメ輸出メカニズム」『平成 18 年度海外農業情報分析事業アジア大洋州地域及び中国地域食糧農業情報調査分析検討事業実施報告書』, 国際農林業協力・交流協会

今井昭夫(2002)「ドイモイ下のベトナムにおける包括的文化政策の形成と展開」『東京外国語大学論集』64

江副敏生(1979)『過渡期についての「中ソ論争」ー現代社会主義社会の再検討ー』中央大学出版部

苑鵬(2013) 中国農民專業合作社の発展の現状・問題と今後の展望, 農林金融, 2013(2)

岡江恭史(2007)「WTO 加入へと至るベトナム農政の展開と農林水産業の概況」農林水産政策研究所編『FTA・WTO 体制下のアジアの農業, 食品産業と貿易』農林水産政策研究所

小沢健二(2004)「1990 年代後半以降のベトナムの米輸出動向とその特質ー米の国際市場構造, 米の先物取引の可能性などと関連させてー」『先物取引研究』第 9 巻第 1 号 No.13, 日本商品先物振興協会

梶谷懐(2014)「土地制度」中兼和津次編『中国経済はどう変わったか』国際書院

加藤敦典(2004)「ベトナムにおける「民主」化と村落共同体ー「基層レベルにおける民主制度規定」の分析よりー」『年報 人間科学』25

加藤敦典(2009)「「文化的むら」をめぐる「騒ぎ」ーベトナムにおける国家と住民の関係性をめぐる政策の人類学ー」『南山考人』37

加藤弘之(2005)「発展途上国の市場移行: 中国とヴィエトナム」上原一慶編『躍動する中国と回復するロシア』高菅出版

加藤弘之(2013)『「曖昧な制度」としての中国型資本主義 (世界のなかの日本経済ー不確実性を越えて 3)』エヌティティ出版

河原昌一郎(2008)『中国農村合作社制度の分析』農山漁村文化協会

グルー, ピエール (Gourou, Pierre, 内藤莞爾訳) (1945)『仏印の村落と農民 上巻』生活社 (原タイトル: Les paysans du

delta tonkinois)

経済産業省監修(2003)『全訳 中国 WTO 加盟文書』蒼蒼社.

坂田正三(2003)「ベトナムのコメ流通－流通構造からみたドイモイの再評価－」高根務編『アフリカとアジアの農産物流通』, アジア経済研究所

坂田正三(2012)「ベトナムの農業・農村開発政策－2008 年の政策転換と第 11 回党大会で示された方向性－」寺本実編『転換期のベトナム－第 11 回党大会, 工業国への新たな選択－』アジア経済研究所

嶋尾稔(1992)「植民地期北部ベトナム村落における秩序再編について－郷約再編の一事例の検討－」『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』24

白石昌也(1993)『ベトナム－革命と建設のはざま－』東京大学出版会

白石昌也(2002)「ベトナムにおける中央・地方関係」, 東アジア地域研究会・赤木攻・安井三吉編『東アジア政治のダイナミズム (講座・東アジア近現代史 5)』青木書店

竹内郁雄(1997)「ベトナム共産党第 8 回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』第 38 巻第 8 号, アジア経済研究所

竹内郁雄(1999)「ドイモイ下のベトナムの農業協同経営・協同組合運動試論」白石昌也・竹内郁雄編『ベトナムのドイモイの新展開』アジア経済研究所

田原史起(2000)「村落統治と村民自治－伝統的権力構造からのアプローチ－」天兒慧・菱田雅晴編著『深層の中国社会-農村と地方の構造的変動』, 勁草書房

中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム(2002)『中国の WTO 加盟－交渉経緯と加盟文書の解説－』蒼蒼社

チュオン・ディン・トゥエン(2009)「ベトナムの WTO への加盟と, ベトナムの社会経済の発展及び「越・日」関係に対する影響」早稲田大学ベトナム総合研究所編『WTO への加盟後のベトナム経済と東アジアの分業 報告書』早稲田大学ベトナム総合研究所

陳鍾煥(2008)『中国農業「保護」政策の開始と農業「産業化経営」の役割』, 批評社

寺本実・坂田正三(2009)「2008 年のベトナム」『アジア動向年報 2009』, アジア経済研究所

寺本実・藤田麻衣(2012)「2011 年のベトナム」『アジア動向年報 2012』アジア経済研究所

トラン・ヴァン・トゥ(1996)『ベトナム経済の新展開：工業化時代の始動』, 日本経済新聞社

トラン・ヴァン・トゥ(2003)「ベトナム－ドイモイの成果と課題－」, 渡辺利夫 (編)『アジア経済読本 (第 3 版)』, 東洋経済新報社

トラン・ヴァン・トゥ(2010)『ベトナム経済発展論』勁草書房

新美達也(2012)「ベトナムの工業区整備事業と農村－北中部を中心に－」『ベトナムの農村発展-高度経済成長下の農村経済の変容』アジア経済研究所

中兼和津次(2002)『経済発展と体制移行 (シリーズ現代中国経済 1)』名古屋大学出版会

中兼和津次(2010)『体制移行の政治経済学』名古屋大学出版会

中兼和津次(2014)「価格制度」中兼和津次編『中国経済はどう変わったか』国際書院

中臣久(2002)『ベトナム経済の基本構造』日本評論社

旗田巍(1973)『中国村落と共同体理論』岩波書店

藤田麻衣(2006)「ベトナムの WTO 加盟への歩み」, 坂田正三 (編)『2010 年に向けたベトナムの発展戦略』, アジア経済研究所

古田元夫(1996)『ホー・チ・ミン－民族解放とドイモイ (現代アジアの肖像 10)』岩波書店

古田元夫(2009)『ドイモイの誕生ーベトナムにおける改革路線の形成過程ー』青木書店

三尾忠志(1988)「ベトナムの経済改革」三尾忠志編『インドシナをめぐる国際関係』日本国際問題研究所

吉本康子(2011)「ベトナム南部少数民族居住区における「文化的な村建設」運動と儀礼的実践の現在」小長谷有紀・後藤正憲編著『社会主義的近代化の経験』明石書店

ラヴィーニュ, マリー (栖原学訳) (2001)『移行の経済学』日本評論社

英語文献

Kerkvliet, Ben, Anita Chan, and Jonathan Unger (1999) "Comparing China and Vietnam," Anita Chan, Benedict J. Tria Kerkvliet, and Jonathan Unger (eds.), *Transforming Asian Socialism: China and Vietnam Compared*, Rowman & Littlefield

Kerkvliet, Ben and Mark Selden (1999) "Agrarian Transformations in China and Vietnam," Anita Chan, Benedict J. Tria Kerkvliet, and Jonathan Unger (eds.), *Transforming Asian Socialism: China and Vietnam Compared*, Rowman & Littlefield

Naughton, Barry (1996) "Distinguishing Features of Economic Reform in China and Vietnam" John McMillan and Barry Naughton (eds.), *Reforming Asian socialism: the growth of market institutions*, University of Michigan Press

Nguyen Ngoc Que (2009) 'Rice production and food policies in Vietnam', Agricultural Policy Seminar on "Food Security Policy in ASEAN Region and Individual ASEAN Member States", 5 March 2009, Tokyo

World Bank(1990) *Vietnam -Stabilization and Structural Reform- (Report No. 8249-VN)*

World Bank(1996) *From plan to market -World development report 1996-*, New York: Oxford University

WTO (World Trade Organization) (2003). WT/ACC/VNM/13/Add.2, New and Updated Notifications Pursuant to Article XVI:1 of the GATT 1994 and Article 25 of the Agreement on Subsidies and Countervailing Measures (Period covered by the Notification:2001-2002) :Working Party on the Accession of Viet Nam, 30 October 2003.

WTO (2006a). WT/ACC/SPEC/VNM/3/Rev.7, ACCESSION OF VIET NAM: Domestic Support and Export Subsidies in the Agricultural Sector (Revision 7) :Working Party on the Accession of Viet Nam, 2 August 2006.

WTO (2006b). WT/ACC/VNM/48, Report of the Working Party on the Accession of Viet Nam :Working Party on the Accession of Viet Nam, 27 October 2006.

WTO (2006c). WT/ACC/VNM/48/Add.1, Report of the Working Party on the Accession of Viet Nam. Addendum Schedule CLX - Viet Nam :Working Party on the Accession of Viet Nam, 27 October 2006.

ベトナム語文献 (書籍)

CCPDTV (Cong ty Co phan Phan tich va Du bao Thi truong Viet Nam, ベトナム市況分析予報株式会社) (2010). *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam va The gioi 2009 - Trien vong 2010* (2009 年度のベトナムおよび世界のコムおよび次年度の展望に関する年次報告)

CCPDTV(2011). *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam va The gioi 2010 - Trien vong 2011* (2010 年度のベトナムおよび世界のコムおよび次年度の展望に関する年次報告)

CCPDTV(2014). *Bao Cao Nganh lua gao Viet Nam 2013 - Trien vong 2014* (2013 年度のベトナムのコムおよび次年度の展望に関する報告)

Nguyen Sinh Cuc (1995). *Nong Nghiep Viet Nam 1945-1995* (1945～1995 年のベトナム農業). Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社)

TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) (2000). *So Lieu Thong Ke Nong-Lam Nghiep Thuy San 1975-2000* (1975～2000 年農林水産業統計) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (2005). *Nien Giam Thong Ke 2004* (2004 年度統計年鑑) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2008) *Nien Giam Thong Ke 2007* (2007 年度統計年鑑) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2009). *Nien Giam Thong Ke 2008* (2008 年度統計年鑑) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TTPNN (Trung tam Thong tin Phat trien Nong nghiep - Nong thon, 農業農村開発情報センター) (2008). *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2007 va Trien vong 2008* (2007 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)

TTPNN (2009). *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2008 va Trien vong 2009* (2008 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)

ベトナム語文献 (共産党・政府文書)

BVHTTDL (Bo Van Hoa, The Thao Va Du Lich, ベトナム文化・スポーツ・観光省) (2011). *Thong Tu, Quy dinh chi tiet ve tieu chuan, trinh tu, thu tuc, ho so cong nhan Danh hieu “Gia dinh van hoa”; “Thon van hoa”, “Lang van hoa”, “Ap van hoa”, “Ban van hoa”, “To dan pho van hoa” va tuong duong* (「文化家族」「文化村」「文化居住区」及びそれらに相当するものの名称及び公認に対する基準・順序・手続き・記録書類の詳細についての決定に関する通知), 2011 年 10 月 10 日公布

CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) (1998). *So:57/1998/ND-CP, Nghi dinh cua Chinh phu ve Quy dinh chi tiet thi hanh Luat Thuong mai ve hoat dong xuất khẩu, nhập khẩu, gia công và đại lý mua bán hàng hóa với nước ngoài* (外国向け物品の輸出入・加工・販売代理店の活動に関する商業法施行細則に関する第 57 号政府議定). 1998 年 7 月 31 日公布

CPVN(2000). *So:9/2000/NQ-CP, Nghi quyết của Chính phủ về một số chủ trương và chính sách về chuyển dịch cơ cấu kinh tế và tiêu thụ sản phẩm nông nghiệp* (農業経済構造の転換及び農産品の販売に関するいくつかの方針及び政策に関する政府議決 9 号) . 2000 年 6 月 15 日公布

CPVN(2001). *So:46/2001/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về quản lý xuất khẩu, nhập khẩu hàng hóa thời kỳ 2001 – 2005* (2001～2005 年における物品の輸出入管理に関する第 46 号政府首相決定). 2001 年 4 月 4 日公布

CPVN(2005). *So:150/2005/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về Phe duyệt quy hoạch chuyển đổi cơ cấu sản xuất nông, lâm nghiệp, thủy sản cả nước năm 2010 và tầm nhìn 2020* (2010 年及び 2020 年までの全国農林水産業生産構造転換計画の承認に関する政府首相決定 150 号). 2005 年 6 月 20 日公布

CPVN(2008a). *So:78/TB-VPCP, Thông Báo ý kiến kết luận của Thủ tướng Nguyễn Tấn Dũng tại buổi làm việc với Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về tình hình sản xuất và xuất khẩu gạo, thủy sản* (コメ及び水産物の生産・輸出の状況に関する農業農村開発省との意見交換におけるグエン・タン・ズン首相の結論に関する第 78 号通達). 2008 年 3 月 25 日公布

CPVN(2008b). *So:391/2008/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về ra soát, kiểm tra thực trạng việc quản lý quy hoạch, kế hoạch và sử dụng đất 5 năm 2006 - 2010 trên địa bàn cả nước, trong đó ra soát, kiểm tra thực trạng công tác quản lý quy hoạch, kế hoạch, sử dụng đất nông nghiệp 5 năm 2006 - 2010 nói chung và đất trồng lúa nước nói riêng* (2006～2010 年 5 ヶ年間の全国の土地の企画・計画・使用の管理の実態への検査事業における農用地, 特に水田の管理業務への検査に関する第 391 号政府首相決定) . 2008 年 4 月 18 日公布

CPVN(2008c). *So:104/2008/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về việc ban hành mức thuế tuyệt đối thuế xuất khẩu đối với mặt hàng gạo và phân bón xuất khẩu* (コメ及び肥料物品輸出に対する従量税の公布に関する第 104 号政府首相決

定). 2008 年 7 月 21 日公布

CPVN(2009a). So:78/TB-VPCP, *Thông Báo Kết luận của Thủ tướng Nguyễn Tấn Dũng tại cuộc họp với Tổng công ty Lương thực miền Bắc và Tổng công ty Lương thực miền Nam* (南北食糧総会社との会合におけるグエン・タン・ズン首相の結論に関する第 78 号通達). 2009 年 3 月 9 日公布

CPVN(2009b). So: 491/2008/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về việc Ban hành Bộ Tiêu Chí Quốc Gia về Nông thôn Mới* (新農村に関する国家の認定基準の施行に関する政府首相決定 491 号), 2009 年 4 月 16 日公布

CPVN(2009c). So:176/TB-VPCP, *Thông Báo ý kiến kết luận của Thủ tướng Chính phủ tại cuộc họp thường trực Chính phủ về hoạt động sản xuất, kinh doanh lương thực* (食糧の生産経営活動に関する政府定例会議における政府首相の結論に関する第 176 号通達). 2009 年 6 月 15 日公布

CPVN(2009d). So:1518/2009/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về mua tạm trữ lúa, gạo hè thu năm 2009* (2009 年夏秋米の備蓄購入に関する第 1518 号政府首相決定). 2009 年 9 月 22 日公布

CPVN(2009e). So:63/2009/NQ-CP, *Nghi quyết của Chính phủ về đảm bảo an ninh lương thực quốc gia* (国家食糧安全保障に関する政府議決 63 号). 2009 年 12 月 23 日公布

CPVN(2010a). So: 800/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ Phê duyệt Chương trình mục tiêu Quốc gia về xây dựng nông thôn mới giai đoạn 2010 – 2020* (2010～2020 年段階における新農村建設に関する国家目標プログラムの承認に関する政府首相決定 800 号). 2010 年 6 月 4 日公布

CPVN(2010b). So: 109/2010/ND-CP, *Nghi Định của Chính Phủ về kinh doanh xuất khẩu gạo* (コメ輸出事業に関する政府議定 109 号). 2010 年 11 月 4 日公布

DCSVN (Đang Công San Việt Nam, ベトナム共産党) (1981). So: 100/CT/TW, *Chỉ thị của Ban Bí thư Trung ương Đảng về cải thiện công tác khoán, mở rộng “khoán sản phẩm đến nhóm và người lao động” trong Hợp tác xã nông nghiệp* (農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局 100 号指示). 1981 年 1 月 13 日公布

DCSVN(1988). So:10/NQ/TW, *Nghi quyết của Bộ Chính trị về đổi mới quản lý kinh tế nông nghiệp* (農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局 10 号議決). 1988 年 4 月 5 日公布

DCSVN(2008). So: 26/NQ/TW, *Nghi quyết của Ban Chấp hành Trung ương Đảng về nông nghiệp, nông dân, nông thôn* (農業・農民・農村に関する中央執行委員会第 26 号議決). 2008 年 8 月 5 日公布